# 日本の規制改革に関する E U提案 (仮訳)

2005年10月

はじめに		3
1.投資		6
1.1	企業の構造改革と関連税制措置	6
1.2		8
1.3		10
	人的資源	11
1.5		14
2.政府調達		15
3.情報・通信技術		21
4.金融サービス		26
4.1	銀行および投資サービス	26
4.2	保険	28
5.日本郵政公社の民営化		31
6.運輸		33
6.1	航空運送	33
6.2	海上運送	36
7. 医療・化粧品		38
7.1	医薬品	38
7.2	医療機器	38
7.3		40
7.4	化粧品	41
8. 食品安全および農産品		43
8.1	食品添加物および香料	43
8.2	牛・羊製品の輸入	44
8.3	10	45
8.4		46
8.5	***************************************	48
8.6		49
8.7	地域主義	51
9. 国際基準		53
9.1		53
9.2		54
9.3	食品包装	57
10.流通		58
10.		58
10.3		59
10.3	3 税関手続きと国境検査	60
11.その他の問題		61
11.		61
11.3		63
11.3	3 スキー靴	64

# はじめに

- 1.欧州連合(EU)は、日・EU 規制改革対話を通じて、日本において進行中の経済・構造改革に関する提案を行なう機会が与えられたことについて、日本政府に感謝する。EU は、規制改革・民間開放推進会議(CRR)が 2005 年の意見を作成する際に、ここに示す提案が考慮されること、また日本政府が EU 提案のできるだけ多くを実行に移すことを希望する。EU は、現下の状況に鑑み、また、特に最近の衆議院選挙後の状況は、これまでに増して日本政府の規制改革に対する積極的姿勢が奨励されるもの、と考える。
- 2.日本経済が持続的成長軌道に復帰したことを示す材料が増している中、最近の数四半期においては、経済成長の牽引役としての純輸出に内需が加わった。また、常用雇用は改善を見せ始めており、デフレが終わる兆候も増えている。無論、世界貿易の動向、とりわけ米国と中国における需要動向、エネルギー価格高騰の影響、日本の高水準の公的借り入れを削減する必要性、金融の量的緩和政策から「通常」な政策への移行など、いくつかのリスク要因は存在しているが、日本経済見通しは全体としてかなり良好である。
- 3.しかしながら、急速な人口の高齢化に鑑み、中長期的政策の中でも特に優先すべきことは、日本の潜在的な経済成長力と生産性を向上することである。この政策目標の達成には、規制改革と経済構造改革を推進する努力を一層強化することが、大いに役立つであろう。EU は、日本が直面している課題を理解している。それは、EU も今後、経済調整の分野で大きな問題に取り組まなければならない状況にあり、リスボン戦略を通じてこれらの問題への取り組みを行なっているからである。
- 4.2005年の規制改革に関する提案をまとめる作業において EU が勇気づけられたのは、これまでに実に多くの進歩が見受けられていることだ。つい最近実現した郵政民営化法案の参議院通過は、長期的には、郵便局が保有する巨大な資金(現在約335兆円と推定される)をより適正な配分へと導き、日本の消費者にも日本経済にも利益をもたらすことになるであろう。第2の改革の大波は新会社法であるが、これは日本のビジネス法体系を刷新する大きな一歩となった。さらに、金融庁が発表した更なる金融改革プログラムは、日本の金融市場の活性化と一層の自由化を目指すものとして、大いに歓迎する。これは、過去数年、金融機関が国内外における競争力を強化を行ない、自らの貸借対照表を強化する努力があって初めて可能となるものだ。
- 5.また、日本の公正取引委員会(JTFC)による執行活動の増強が続いていること、特に、談合の取り締まりの強化、そして、JFTC の執行力を大いに強化する独占禁止法の改正は、前向きな要素として挙げられる。この文脈において、他に特筆すべき展開としては、政府により進められている 180 もの基本的法令の外国語への翻訳、ノーアクションレター制度の総体的前向きな進捗そして外国弁護士活動の自由化がある。

- 6.将来に目を転じれば、先日の衆議院総選挙の結果は、日本国民が政治的かつ経済的刷新を選択したものと広く解釈されているが、これは、規制改革・民間開放推進会議および対日投資会議の意見を基礎に、より野心的な施策を実施する機会が生み出されたことを意味している。
- 7.現在、政府系金融機関の民営化という問題に日本国内の政策論議が集中しているが、これは全体的により健全かつ競争が担保された金融セクターを日本において構築するために、必ずや寄与するであろう。同様に、厳しい規制が存在している、あるいは伝統的に存在していた分野を中心として、公共サービスの数を削減することは、効果的で小さな政府の実現のみならず、刷新と競争というエネルギーを通じて起業を容易とし、成長する環境を醸成することに寄与するであろう。また、年金や健康保険制度の改革は、同制度の長期的基盤を安定させ、ひいては消費者や投資家の自信を高めよう。
- 8. しかしながら、2005年の EU からの規制改革提案においては、より早急に改善が求められる問題として、投資およびビジネス環境に影響を与えるいくつかの問題が提示されている。
- 一例を挙げるならば、M&A 取引の法的枠組みは新会社法によりかなり改善したものの、2001 年からの 5 年間で FDI (対日外国直接投資)を倍増させるという公的目標を達成するために必要なほどの外国企業および外国の資本を日本市場に惹きつける水準には達していない。EU の観点からみて、外国企業が直接的な国境を越えた合併につぐ次善の策である三角合併のルールが発効するまでには、さらにもう 1 年待たなければならない。そして、当該規則の具体的な実施要件が依然として不明確なために、不透明感が増している状況だ。キャピタルゲインにかかわる税の繰り延べについての前向きな決定もいまだなされていない。重要な法的側面があいまいな状態のままM&A 防衛策が発展していることを考慮すると、外国投資家は、「日本は全体的にまだ不確実である」とのメッセージを受け取るのである。
- 9.日本が、外国直接投資を歓迎するという強いメッセージを発信しようとしている時に、もう 1 つ大きな妨げとなったているのは、最後の最後で、改正商法に 821 条が挿入されたことだ。これにより、日本に進出している多くの外国企業の法人格が不確実となり、その事業に悪影響が及びかねない。
- 10.公共調達市場においては、今もなお、手続き、入札および評価制度のありかたが外国企業の参入を消極的にする原因として存在しており、結果として、日本の公的機関、ひいては消費者から、より費用対効果の高い選択をする機会を奪っている。さらに、運輸部門における自由化の取り組みは、観光と運輸ビジネスのどちらの観点からみても、遅々として進まない状況が続いている。食品安全および農業に関する規則の分野においては、自由化の動きがほとんど見受けられない。
- 1 1 . 規制改革対話は、対話発足 10 年目を迎えた 2004 年の日・EU 定期首脳協議において、日・EU の首脳に「ビジネス環境に影響を及ぼす規制問題を取り扱うために、比類なく成功し、適合的な枠組みである」と認識されている。2005 年の定期首脳協

議においても、日・EU 間の活発な経済関係の円滑で実りの多い発展を実現する上で、規制改革対話が重要な役割を果たしていることが再び強調された。10 年以上にわたる協力という成功の経験に基づき、日本と EU は力を合わせることで、自らの経済のみならず国際経済の改革の進行を推進する力となるだろう。この精神の下で、EU は、日本に対して 2005 年の規制改革提案を行うとともに、これまでの実績に立脚し、これからの1年において、より一層の成果があがることを祈念する。

12.最後に、規制に関する問題については、投資枠組みにおいて合意したように、いわゆる規制当局間の対話を通じて関連法や規則の最終的な採択・実施前にいかに対応していくかを検討することもまた必要とも言えよう。それにより、日本と EU が同じ問題に対して別々の方法で取り組むのを回避することができる。規制の収斂化を促進するためには、規制に対する取り組みにおける「ベストプラクティス」を追求し、共通の問題に対する共通の解決方法を見出すために、会計、金融サービス、電気通信事業、運輸等の分野で規制当局間の対話を進めることが必要となる。従って、これまでの規制改革対話における強固な協力の実績と具体的な成果を基に、今後この問題に関する検討を深めていくのが適切と言えよう。

#### 1. 投資

# 1.1 企業の構造改革と関連税制措置

近年の統計は、国内の M&A と国境を越える M&A の傾向に著しい隔たりがあることを示している。90 年代中頃を通して年間平均約 500 件あった国内 M&A は、2000 年以降 4 倍の 2,000 件まで増加した。対照的に、国境を越える合併は数少ないままで、1999 年のピークを境にその総額は大きく低下した。これは、2003 年初頭に発表された、今後 5 年間で外国からの投資残高を倍増させようという日本政府の政策目標達成にとって良い兆候とはいえない。

このような背景から、EU は「三角合併」(親会社である外国企業が日本における 100%子会社を通じて、自社株を使って他の日本企業の合併・買収ができる)の形で、国境を越えた株式交換による合併を認めるとした新しい会社法(2005年6月29日制定)を歓迎する。発効が1年間延期されたことは遺憾ながらも(目下、2007年5月に発効予定)、この変化は外国の投資家にとって、彼らの日本での活動が本当に歓迎されているという力強いシグナルとなっている。

しかしながら、新しい会社法は、税金の側面については触れていない。したがって、税の中立性を満たす合併のための規則は適用できない。そのため、三角合併に関与する日本企業の株主は、欧州の親会社と株式交換をするとき、彼らが実際には得ていないキャピタルゲインに対して課税されることになる。EU は、日本政府に対して、すでに 2003 年 3 月に対日投資会議が行なった提案に従い、現行日本企業間の国内企業再編では可能なキャピタルゲインに対する課税繰り延べ規則の適用を国境を越える株式交換による合併にも広げるよう強く要求する。こうすることで、日本で活動をしようとする外国企業にとって、実行可能かつ魅力的な M&A 市場が確保されることになる。

まだ発効には至っていないが、M&A 規則の変更が決定された現在、税規則の早期適合を主張することは十分な論拠がある。外国の投資家は、予測可能なビジネス環境および税制度を必要としている。そのような課税繰り延べが不可能であれば、外国の投資家が日本市場への参入戦略を練ることはさらに困難になるだろう。

EU は、国内および国境を越える合併が厳正に平等な方法で対処されることを財務省が保証していることを歓迎する。よって、課税繰り延べ措置は、会社法の 352 条に基づき、日本の国内企業間の株式交換によって設立された完全子会社に適用するのと同様の基準で付与されるべきである。

さらに、新しい会社法における三角合併のための実施規則はこれから法務省によって立案されるが、EU は、三角合併モデルが日本の株式市場への上場要件といった諸条件の厳密化なく可能となるようが保証されることを要望する。これは、国境を越える直接的な株式交換を許容することを求めた EU の当初の提案を日本が受け入れなかったことを考えると、非常に重要な点である。三角合併モデルはすでに日本にお

いて「中間」法人を設立する際の追加措置を要求しているので、欧州の親会社やその日本子会社にとってさらに追加的な障害や制限は導入されるべきではない。

また、EU は、例えば株式の希薄化やそのほかの買収防衛措置によって日本企業が買収を回避できるようにするための措置をより明確化するために経済産業省と法務省が行なってきた作業に注目してきた。EU は、防衛措置に関する過剰な主張が、既得権を擁護するために利用され、企業の競争力を高める上で有害となる危険性を指摘する一方、2005年5月27日に発表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」を通じて、買収と防衛措置の間に平等な競争条件を実現しようとする公式な政策意思が存在することを評価する。新しい会社法が、すでに M&A に対して買収の標的となっている企業の株主の3分の2の賛同を必要としている等、かなり厳しい要件を含むことを考えれば、そのような措置は真に必要とはならないだろう。現在準備されている追加的な施行規則が、新会社法に盛り込まれている規則の緩和を相殺することがないように、また、国境を越える活動に対する新たな障壁を生むことにならないよう最大の注意が払われなければならない。

最後に、EU は企業連携に伴う税制に関して、ここ数年指摘してきた点に再び言及する。EU は、欧州企業が企業再編の可能性を最大限利用できるような制度の変更を求めている。特に、欧州企業は、連結納税の対象を 100%出資子会社に限定するというルールを 50%にまで引き下げることを要請している。さらに、連結グループに入る際、課税対象資産の再評価を受けなければならないという要件、会社の連結前の欠損金は通算されないこと、また連結納税制度を採用するためには 100%子会社のすべてを連結の対象としなければならないという点は、すべからく廃止されるべきと欧州企業は考えている。最後に、欧州企業は連結には地方税も含めることを要請している。

- 1. a) EU は、日本政府に対して、対日投資会議によって採用された広範な分野横断 的アプローチに基づき、政府の政策立案全般に投資を促進するための措置を一層 組み入れていくよう要請する。これは、3 カ年規制改革推進計画の下での投資促 進措置と規制改革・民間開放推進会議の作業にも適用される。
- 2. b) EU は、日本政府に対して、企業再編の促進を図り、またすべての場合において税に対して中立的な株式交換を通じた外国企業による M&A を認めるよう強く要請する。この点に関する決定は、新しい会社法発効前に企業が十分な準備期間を持てるよう迅速になされるべきである。
- 3. c) EU は、2007 年春時点で欧州企業が三角合併を行なえるようになる時、子会社の日本の株式市場への上場を条件にしたり、その他同様の性格の制限を子会社に対して追加的に課すことがない事を、日本政府が保証するよう要請する。

- 4. d) EU は、日本政府が産業界の関心事項に対応し、企業が連結納税制度を効果的に活用できるよう、以下の措置を取ることを要請する。
  - 100%出資子会社のみが連結納税の対象となるという要件を 50%にまで引き下げること。
  - 連結グループに入る際、会社の連結前の欠損金は通算されないとする制度 を廃止すること。
  - 連結グループ加入のためには課税対象資産の再評価を受けなければならないという要件を廃止すること。
  - 連結納税制度を採用するためには 100%子会社のすべてを連結の対象としなければならないという要件を廃止すること。
  - 連結には地方税も含めること。法人住民税と法人事業税関連の税制は可能な限り簡素化され、それにより関連地方税交付の準備に要する行政負担が軽減されること。

## 1.2 支店の合法性: 擬似外国会社

2005 年 6 月 29 日、国会は 2006 年春の施行を予定した新会社法を制定した。同法 821 条は、日本における欧州企業の事業活動の合法性に疑いを投げかけ、多くの欧州企業に重大な影響を及ぼす。

821条は、日本に本店を設け、または日本において営業をなすをもって主たる目的とする会社(いわゆる「擬似外国会社」)は、外国において設立するものといえども日本において設立する会社と同一の規定に従うことを要すと規定した、旧条項(商法 482条)に取って代わるものである。

対照的に、新会社法は、擬似外国会社は日本において取引を継続してすることができないと規定している(821条第1項)。この規則に違反して継続取引した者は、制裁を課される可能性があり(979条第2項)、相手方に対し、外国会社と連帯して「厳格に」債務を弁済する責任を負う(821条第2項)。

ここ何十年間、多くの欧州企業は、規制および課税の理由から、第三国に(いわゆる特別目的会社として)会社を設立し、日本の支店を通じて事業を行うことに便宜を感じてきた。とりわけ金融部門では、日本における銀行と証券業務の法的分離(証券取引法第65条)によって、基本的にすべての欧州企業がそのような事業形態を利用してきた。

現状では、821 条を文字通り読むと、それらの企業が継続的に取引を行えば告訴されるリスクがあるということになる。この新しい法的リスクを受け入れる用意のない企業は、日本で会社を設立しなければならない。多くの企業が日本において会社を設立することを検討するか、その準備をしているいう事実がある。他方、事業形態の変更は、資産移転時に資本利得税と消費税が課税され、納入業者と顧客との全契約を再交渉しければならなず、多くの費用と長い時間を要する。したがって、多く

の企業は会社設立に消極的である。会計士、弁護士、契約更新、コンピュータシステム、出版物、文具、払込資本の登録費、膨大な人件費といった費用に加え、フランチャイズビジネスを移転する時は潜在的税負担が最も大きなリスク要因となる。

会社法案を作成する過程において、821 条の規定は、(擬似外国会社問題の扱いをどうするかといった全般的な議論はあったとしても)公に議論されることはなかった。 外国企業の経済団体は、国会で法案が採択されようとしていたまさにその直前に、 同条の条文を見て驚いた。

法務省は、821 条の適用範囲に関する法案の国会審議の中で、条文の解釈を説明し、 議事録に残した。国会は法案に加えて付帯決議を採択するといった稀な措置を取っ たが、多くの企業の本社は新法が内包する法的リスクを憂慮している。裁判所は、 立法過程で行われた陳述でなく、法文にのみ拘束されるため、支店の代表者は訴訟 の際いかに身を守ればよいか懸念している。

EU は、新法に影響される欧州企業は、金融部門の企業 (特に証券)だけでなく、貿易会社、製薬会社、法律事務所、コンサルティング会社、プロジェクトマネジメント会社も含むとの報告を受けている。

821 条が「正当な」外国企業の事業活動を狙ったものではないことを明確化しようと、日本政府は多大な努力をしている。しかし、日本で活動している外国企業の一般的な意見は、法的確実性という観点に立つと現状は依然として満足できるものではないというものである。与えられた保証は、欧州企業にとって当面は役に立つが、正式な法改正のみが外国投資家が求める法的透明性を付与できるという見方が強い。

EU は、821 条が法人の形態と WTO サービス貿易一般協定 (GATS)の XVI 条:2(e)に規定される措置に抵触する可能性があることについて、すでに日本政府の注意を促した。821 条が示す制限は、サービスを含むすべての経済活動分野に適用される。これは、産業全般においても、とりわけ金融サービス部門においても、法的形態についていかなる制限も想定していない日本の GATS 遵守義務と一致しないであろう。さらに、この種の法的不確実性は、日本がより良い事業環境、したがってより良い投資環境を築いていこうとする努力にとって逆効果である。新法に影響される企業が予定していた投資は、延期もしくは結果的に棚上げされる可能性もある。

EU はまた、821 条の早期の改正は日本政府が法案を提出すべきであって、国会議員の法案提出に任せられるべきでないと信じる。

#### 改革提案

• a) EU は、日本政府に対して、法的透明性を実現するために、新会社法の 821 条をできるだけ早期に改正するよう強く要請する。EU は、この目標に向かって、日本政府が早期に意思表示を行なうことを歓迎する。

- b) EU は、在日欧州ビジネス協会に適切な機会が与えられ、改正過程への参加が保証されることを歓迎する。
- c) 2003 年に日 EU 首脳協議で合意された双方向の投資枠組みにしたがって、 EU は、同様の事態が再発することを防ぐため、審議中の法案に関する相互 「早期警告」メカニズムの改善方法について共同で検討することを提案する。

# 1.3. 透明性と予見可能性

規制改革プロセスにおける透明性と公平性は、依然として懸念のある分野である。 透明性とは、公平性と経済的効率性を確保するため、すべての利害関係事業者が必 要とする情報の伝達と情報へのアクセスを意味する。

透明性向上にとって主要な手段の 1 つであるパブリックコメント手続きは、すべての利害関係者に行政措置や規則案をコメントする機会を与える制度だ。1999 年に創設されて以来、同手続きには大きな前進がみられてきた。その中で最も重要なものは、行政手続法への編入による法制化だ。改正行政手続法は 2006 年 4 月 1 日に施行に移される見込みで、政府内で一般的および均一な適用を確保すると同時に、パブリックコメント制度に法的基盤を与えることとなる。EU はこの事実を歓迎するが、同時に、改正行政手続法の下でのパブリックコメント手続きのいくつかの側面について明確化を求めたい。改正法は、内閣および省庁が政省令等の案をパブリックコメント手続きに付すことを義務づけている。しかしながら、審議会等が定義する政省令に準じた規則がこの義務の対象となるかどうかの言及はなされていない。

2005 年 9 月に公表された最新の総務省による年次調査によると、2004 年度に実施されたパブリックコメント手続きは 486 件であった。同調査は、閣議決定による規則に照らしてパブリックコメント手続きが適切に適用されていれない多くの事例があったことを指摘している。EU の持つ主要な懸念のひとつに、利害関係者がコメントを提出できる期間にかかわるものだ。パブリックコメントの提出には、問題を分析、検討する十分な時間を必要としている。またコメントを提出しようとしている外国の利害関係者にとっては、翻訳という作業も必要となる。現在拘束性を持たない 30日の意見・情報の募集期間は、2006 年 4 月 1 日より拘束力を持つものとなる。EU は30日という募集期間を妥当なものと考えるが、この規則が頻繁に尊重されていないことを遺憾とする。2004年度においては、50%を超えるパブリックコメント手続きにおいて募集期間が 30日を下回った。さらに、閣議決定によると、省庁が募集期間を短縮する際にはその理由を公表することとされている。これは、そうしたケースが例外であることを示すものだ。しかしながら、総務庁の年次調査では、2004年においてはこの規則が守られたのは 10%に過ぎなかった。

パブリックコメント手続きが規制改革プロセスに結果としての相応のインパクトを与えることも大切だ。例えば、2004年にはパブリックコメント手続きの対象となった全事例の70%において、コメントが寄せられていたにもかかわらず、政省令提案は

無修正となっている。この事実は、パブリックコメント手続きが、現在の適用状況 を見る限り、本来の目的を果たしているか、という疑問を投げかけている。

規制影響分析は、規制措置の導入や修正を計画する際に、その影響を客観的に評価するものである。この制度は、より客観的な意思決定と規制のプラス面とマイナス面を評価する上での公平性確保のための有効な手段として OECD により推進されている。規制影響分析は、行政と経済事業者の双方にとって不必要な負担を明らかにすることから、経済的効率性の向上に資するものだ。EU は、例えば政策評価法に見られるように、日本政府が規制影響分析に対する関心を高めていることを歓迎する。規制影響分析を客観的かつ効率的なものにするために、EU は日本政府が、例えばパブリックコメント手続きを通じて寄せられた意見を活用するといった形で、一般市民からのインプットを考慮に入れることを検討することを提案する。さらに、電子政府を通じて規制影響分析の結果を公表することは、政府の規制にかかわる行動の透明性を改善することに資するであろう。

- 1. パブリックコメント手続きについては、EU は、日本政府がその実施面での改善を施すことを求める。さらに EU は、以下についても日本政府の対応を求める。
  - a) 審議会等が定義する政省令に準じた規則が改正行政手続法の適用を受けるかどうかを明確にすること。
  - b) 省庁によるパブリックコメント手続きの利用を実行に移し、監視し、 とりわけ改正行政手続法が発効するまで、30 日意見募集期間が全省庁横 断的に実行に移されることを確実にすること。
  - c) 規則や報告書の案を作成する際に、省庁、場合によっては審議会がパブリックコメントを十分に考慮に入れるために必要な時間を確保できるようにすること。
- 2. 規制影響分析については、EU は日本政府に対して以下を要請する。
  - d) 規制影響分析の利用をすべての活動領域に拡大し、公共事業、研究開発、政府開発援助においてその利用を推進すること。
  - e) 規制影響分析を行ないつつ一般からのインプットを考慮に入れること。
  - f) 規制影響分析の結論を公表することにより、一般に情報へのアクセス の機会を提供すること。

# 1.4 人的資源

ダイナミックな投資環境にとって、人的資源が重要であることは、日本政府も EU も認めるところである。この点に関しては、2006 年 3 月にブリュッセルで開催される第 11 回日・EU シンポジウムにおいて、日本政府と EU は、グローバリゼーションの中でのエンプロイアビリティ(雇用され得る能力)という形で取り組みを続けるだろう。

高水準の外国人スタッフ、また日本に事務所を持つ外国企業が効率的なマネジメントを確保するためには、引き続き規制改革が優先事項であり続ける。この点に関連して、現在の年金制度、および入国管理と在留資格に関する規則・手続きが、外国人が日本において職業活動に従事する動機をかなり制約していることを、EU は指摘したい。

例えば、現行の、外国人従業員に対する日本の年金制度への保険料支払いの義務付けは、これらの外国従業員は、多くの場合、年金を受け取る資格を得られるほど長く日本に滞在しないし、また、離日時に全額払い戻しを受けることもできないので、弊害をもたらしている。

EU 加盟国との二国間社会保障協定の締結は、長期的には、問題の解決につながるであろう。いくつかの EU 加盟国と二国間社会保障協定が締結されたこと、または、現在交渉が行われていることを、EU は歓迎する。しかしながら、それでも、現在の進捗状況からすると、すべての EU 市民について、年金保険制度への二重加盟および保険料の無駄払いが解消されるまでには、まだかなりの時間がかかるであろう。

この問題を軽減するために、日本政府が 1994 年の年金法改正で採用した、例外的かつ一時的に保険料の一部分を払い戻す制度(短期在留外国人に対する脱退一時金)により、日本と二国間社会保障協定を締結していない国から日本へ来ている外国労働者は、離日時に恩恵を受けることができるようになった。日本在住の外国人就業者は、雇用者同様、日本の年金制度に保険料を支払わなければならないが、日本で 6カ月以上 25 年未満の期間働いた外国人は、3 年分を上限とする、部分的な払い戻しを離日時に受けることができる。

この件に関する、2004年の EU の提案書に対する日本政府の回答は、認められる在留資格の期間は最長3年であるため、3年分を限度とする脱退一時金制度は維持されなければならないとしている。しかしながら、(1)離日する外国人は、それまで支払いをした強制的年金保険料の全額の払い戻しを受けるか、(2)特定の外国人就業者のグループ(たとえば、構造改革特別区で働く就業者)の滞在期間が延長された最近の動きに沿って、少なくとも払い戻しの期間と金額を5年分に拡大することを、EU は要求し続ける。

投資環境の改善には、年金制度に関して、日本が片務的な措置を追加して講じることによって、人材マネジメントに柔軟性をもたらす一助となることを、EU は指摘したい。脱退一時金の3年分の限度が拡大されるか、またはなくなれば、まだ二国間

社会保障協定の適用を受けることのできない、日本に在住する欧州人は、日本により長く滞在することを考慮するであろうと考えるに足る理由がある。

また、上述の投資環境を改善するための議論は、確定拠出年金の税金控除の対象となる拠出金の上限の引き上げ、マッチング拠出、年金加入者が年金資金を担保に資金を借り入れることに対する許可、そして、外国を拠点とする年金制度への保険料を日本の年金制度への保険料と同等に税金控除の対象とすることといった EU の要求にも同様に当てはまる。

海外からの投資を奨励するために、在留資格と入国管理規則の緩和、また、ビザ、 労働許可、その他の在留要件などの手続きの遂行の加速が速やかに行われることを、 EU は要求する。

さらに、欧州の企業は、法律業務、エンジニアリング、バイオテクノロジー、財務会計や IT などの分野で、特定の技術を持った人材を日本で確保することに苦労している。関連技術を有する労働者の流入を促進するための法務省の取り組みには注目するが、入国管理法の緩和だけでは不十分である。日本の教育・資格制度は、実際の能力レベルと、ますますグローバル化の進む今日の各分野において、特定技能を持つ労働力に対する雇用者の需要との間の拡大する格差を解決していない。特定の技術について資格を持っているが、大学卒業資格、あるいは 10 年の就業経験を持たない従業員も、就業ビザを取得できるよう、外国の証明書や免許書の承認を強化する必要性を、EU は強調したい。

すでに在留ビザを取得して日本に居住する外国人に対しては、日本の入国管理法は、 どのような理由であっても、日本を一時的に離れるときは、本人が出発前に手数料 を払って(3,000 円、または数次再入国許可の場合は 6,000 円) 再入国許可申請を行 うことを求めている。EU は、この制度は余計な負担を強いるもので、他のほとんど の国では見られない特異なものと考えるため、速やかに廃止されることを要求する。

- 1. 年金について、EU は、日本政府に対して以下を奨励する。
  - a) すべての EU 加盟国との間で、二国間社会保障協定を早急に締結すること。
  - b) 離日する外国人就業者に対する強制的公的年金保険料の全額払い戻し に向けた第一歩として、同制度の上限を5年に延長すること。
  - c) 外国を拠点とする年金制度への保険料を、日本の年金制度に支払われた保険料と同等に、税金控除の対象とすること。
  - d) 確定拠出型年金において、税金控除の対象となる拠出金の上限を引き上げ、マッチング拠出を認め、年金加入者が年金資金を担保に資金を借り入れることを許可することによって、同年金制度の向上を図ること。
- 2. 入国と在留資格に関する規則について、EU は以下の提案をする。

- e) 特に特定の技術を有する人材について、欧州企業の必要性を満たすよう、ビザの取得要件を緩和する。
- f) 再入国許可制度を廃止する。

# 1.5. 法令条文へのアクセス可能性

グローバルなビジネス環境において、翻訳と用語の統一的使用という側面は極めて 重要になっている。外国企業は、法令の統一的かつ信頼のおける翻訳へのアクセス に大いに依存している。

EU は、日本政府が日本の法律と省令の外国語訳に対して統一的なアプローチを取るとした 2005 年始めの方針を歓迎するとともに全面的に支持する。

2009 年度末までに 180 の法令を翻訳するという公式目標は、あいまいである。この目標を成功裏に達成するためには、十分な財政資源の投入が求められよう。

2005 年 1 月に内閣官房の下に設置された司法制度改革推進室が監督する検討会議は、翻訳の対象とされるべき優先分野を選択することとなっている。このプロセスに十分な数の欧州ビジネスマンや法律専門家が参加できるようになることが望ましい。そうした人々の参加は、主要貿易相手の間に存在する法概念領域と、翻訳において特定の統一的法律用語を選択した場合にどういった結果がもたらされるかを把握する上で助けとなろう。

#### 改革提案

• EU は日本政府に対して、法令外国語訳事業を監督する検討会議に欧州企業と 欧州の法的専門家が十分参加することを保証するよう奨励する。

# 2.政府調達

EU は政府調達の分野で二国間対話が継続されることを歓迎する。これは、双方の政府調達制度の理解を深め、日・EU の職務と課題が共通な分野で良い慣習を共有する助けになる。日本と EU は、他のすべての WTO の政府調達協定調印国と同様に、世界貿易の更なる自由化と拡大を図る事を約束している。

いかなる競争入札手続きにおいて、最も重要な要件は無差別の基本原則であることは明確である。しかしながら、直接的または間接的に差別的な性格があるわけではないが、窮屈な競争の効果が生じるような一連の慣習がある。それゆえに、政府調達政策が開放的で、透明性、競争性の高い入札方式を促進するものであれば、社会的に有益なものになるであろう。これらの原則を尊重することによってのみ、予算圧力を減少し、諸々の革新を刺激し、談合慣習を排除することが出来る。

もし、公告された競争入札に参加可能となる前に、最初に複雑な行政手続きの網を通り抜けねばならないとすると、潜在的な供給者は入札参加の気が失せてしまい易い。加えて、それらの手続きの採用に透明性が欠けていると感じれば、潜在的な供給者は詳細にわたる入札に対し、健全な準備に取り組むための先行投資をすることさえ尻込みしてしまうようである。その結果、このような意欲をそぐやり方の解消を図らない調達機関は、入手可能な最も革新的な解決策を利用することから阻害される。

EU は、国土交通省が7月29日に発表した「入札談合の再発防止策について」のような、最近の日本の動きに興味深く注目している。EU は、これらの措置について、2005年の規制改革対話のハイレベル会議と専門家会議で協議することを提案する。これらの国交省の措置により、日本政府のしかるべき省庁と共に、政府調達協定(GPA)と日本の法制度の基での「公開入札と選択入札」の考え方について精査する機会が得られた。

政府調達を経済政策のより幅広い観点から見て、日本政府が規制改革を促進する決意をしたことを、EU は歓迎する。主要なイニシアティブのひとつは、公共サ・ビスを政府機関と同等のベースで民間に開放する分野を決定するために、「市場化テスト」をより多く使うことである。民間が革新的なアプロ・チを探し出す時、日本は、世界的な専門知識が豊かな供給者が提供する高品質で費用効果的な解決策を採用しないことはないと、EU は確信している。そのような専門知識の領域には、通常、政府調達協定に整合した真の意味での競争入札によってのみ到達が可能になることを、EU は指摘する。

さらに、日本政府が取った官製談合予防に対するイニシアティブは、経済の近代化と自由化への道を歩み続けようとする日本のコミットメントに更なる信頼性をもたせた。

しかし、このような励みになる動きがあるにもかかわらず、下記のベンチマ・クを参考にして考察すると、日本の公共調達制度の特質のなかには透明で開放的な競争入札制度と整合しない面があると、EU は考える。

- ▶ 透明性のある調達制度とは、潜在的な入札者にとって、即座に概観を把握でき、 調達機会の全容がすばやく理解できるものである。そして、最終落札者の決定と 入札者の資格審査に関する明確で客観的な基準が設定してあり、中間での救済も 可能である効果的な苦情申し立て制度を伴うものである。
- ▶ 開放的な調達制度においては、企業がどのようにして得た経験であるかにかかわらず、その技術能力が認識される。そのようなアプロ・チは、性能規格と国際基準に基づいており、通常入札者が調達機関が提示する要件に対して、代替案を提出することを奨励している。
- ▶ 競争的な調達制度は、構造的にも、効果的にも、談合が起こらないように設定され、潜在的な競合者の入札参加が容易になるよう設計されているので、一定の入札者を不当に優遇しない。特に、この制度のもとでは、非慣習的な手法で、例えば不均衡な資格基準や登録要件によって、供給者の市場競争を妨げるような規制の枠組みを作らない。

これらのベンチマ - クによって、日本政府が、調達市場の更なる自由化を図り、下記の項目についてのアプロ - チを再考することを、EU は奨励する。

# 国土交通大臣による海外経験の認定

供給者がその能力を証明するとき、入札前に国土交通大臣の認定を受けてからでないと、海外での経験が認められない。EU は、この 2 段階の認定制度には潜在的な差別があり、海外からの入札者を妨げることになっていると考える。EU の制度では、調達機関は、海外の経験と国内の経験を全く同等の条件で評価する。外国企業は設立地の法律に基づいて、技術能力や他の要件の証明を提示することができる。

# 経営事項審査(経審)

入札公告後、企業が特定の入札参加に間に合うようにするには、経営事項審査は時間がかかりすぎると、EU は考える。WTO の政府調達協定の第 11 条は、入札の公告日から入札書が受領されるまでの期間は最低 40 日とすると規定している。

EU は、多くの場合、この期間内に経審の手続きを終えることは不可能であると理解している。その結果として、経審は新たな市場参加者を締め出している。更には、当該の事業に必要な能力水準を決定することに一番適しているのは、間違いなくその調達を行なう機関である。

経審の審査評点は、財務状況と技術力を含む総合的評価の結果である。それぞれの能力に要求される最低水準を規定していないことは、懸念のひとつである。資金力が極端に低い企業でも、技術者の人数、雇用者数、過去の経験等の技術力で高い点数を取り、それで"埋め合わせ"をしているので、経審結果で比較的高い評点を受

けていることが普通であると、EU は理解している。経審の評価には、各々の要素別に最低基準を設定して、企業の真の財務面と技術面の実態を反映させる方が良いと思われる。

# 調達機関ごとの登録義務

経審に加えて、企業は各々の調達機関への登録が義務付けられている。登録の有効期間は 2 年で、自動延長はない。更には、登録義務と経審の手続きが平行して遂行されていることを強調する。登録手続きに必要な情報は、経審や応札者が実際に提出するやり方のほうがより効果的に収集できると思われる。EU は、登録義務は供給者に不均衡な重荷を課していると考える。それは、特に平行して 2 つの行政手続きが行われることにより、応札者に重複する情報の提示を求める事になり、効率的な入札制度と矛盾するものである。とは言うものの、EU は日本が最近制度改革に踏み切ったことも認識している。しかしながら、これらの改革の中で登録義務に関する懸念については、十分な改善が施されていない。

## 予定価格と談合

日本の調達機関は多くの場合、価格高騰を防ぐ目的で会計法第 29 条と地方自治法第 234 条に沿って予定価格を算定する。予定価格とは、公共調達において、競争入札が成立した場合の上限価格を意味し、それより下回る応札がない場合には、入札不成立になる。また、日本には最低価格制度があり、異常に低い価格の場合は、その価格で契約を履行出来るかどうか別途評価がなされる。地方自治体においては、多くの場合、異常に低い価格での応札に対し、評価を行わず、代わりに最低価格を設定して、それを下回る入札はすべて自動的に拒否している。その上、このような場合、より低い価格を可能とする新しい技術を大抵考慮しない。その結果、特別に能力のある供給者であっても入札手続きから除去されてしまう。

また、予定価格制度は漏洩されやすいものであり、調達手続きにおける競争性を弱める談合のような集団的な慣行を容易にしている。日本で現在談合的な慣行に対してより断固とした行政的、また法的な追訴が行われているのは大変重要な発展であるが、制度自体を改革していくことにより、そのような慣行の範囲をかなり減らしてゆくことが可能であろう。

EU の調達機関は、時にプロジェクト当たりの予算の見積もりを公表することはあるが、予定価格制度は採用していない。EU の慣習では、上限や数字の提示をすることなく予算を大幅に上回る価格での入札を予防し、入札が公的資金内で行われるよう調整されている。異常な低価格の入札に関して、EU の調達制度ではその入札が可能になることを容認しており、その場合は、ただ単に拒否するのではなく、異常な低価格の理由を調査することを求めている。

#### 穑篁価格

国と地方の政府レベルの調達機関が予定価格を積算する時、通常積算資料を参照すると、EU は理解している。これらの資料は定期的に改定され、2 つの財団法人、建設物価調査会と経済調査会(当初、各々国土交通省と内閣府により設立)によって出版されている。これらの積算資料には外国の製品は多くは含まない傾向にある。

しかしながら、EU は、これらの積算資料には、海外で市場参入に著しい成功を収めた商品が含まれるべきであると考える。既存の市場情勢を構造的に永続させることを防ぐためにも、積算資料に載る規準が日本の市場で高占有率を示すことであってはならない。

多くの地方自治体がこれらの積算資料に含まれている商品のみを購入する義務があるかのように信じている、と EU は考える。特に、中央政府の補助金が交付されている公共事業のプロジェクトにおいては、通常この確信を持っているようだ。この誤認を解くために、日本政府がこの件につき、例えば告示のような形で、正確な解釈を明示する事を望む。地方や首都圏の調達機関は、海外供給者から自由に直接製品を購入する事が出来ることを想起されなければならない。

# 公開入札と選択入札

WTO の政府調達協定第7条の規定では、公開入札の手続きとは関心を有するすべての供給者が入札を行うことが出来る手続きであり、選択入札の手続きとは機関が一定の条件の基で個々の供給者と接触する手続きである。このような定義にもかかわらず、EU の理解では、日本では関心を有する供給者であっても、色々な方法で先ず資格審査を受けないといかなる入札にも参加する資格が得られない。この状況は、調達機関がいわゆる「公開競争入札」手続きを採用する場合にもあてはまる。

このような状況において、EU にとっては、日本での「公開競争入札」手続きと政府 調達協定第 7 条で規定する選択入札手続きの差を見分けることが難しい。調達機関 が、政府調達協定上の言葉では選択入札または制限的入札といわれる手続きのどち らかをシステマティックに使用しているようである。

公開でなく選択入札手続きをシステマティックに使うことは、政府調達協定で定義されているように、調達制度が上記の規定での「公開」でないことを強く示唆する。海外からの潜在的な市場参入者が特定の契約に関して競争に参加出来る可能性がかなり低い場合、それに対応して、その他の供給者で形作る市場構造は競争性が低いものになる。他の諸々の要因も組み合わせてみると、上記の状況では談合を起こり易くしている傾向がある。よって、開放性の低下は、しばしば競争性の低下をもたらす。

最後に、日本の制度は、事前資格審査と評点制度が組み合わされたものとなる傾向があることに留意すべきである。この制度は供給者を異なったカテゴリ・や順番に分ける。このような制度の実際上の効果は、たとえ「公開競争入札」手続きであっても、恒久的な供給者リストの確立から生ずるものと非常に似たものとなる。結果として、調達機関はいつも同じ供給者の集合体の中から継続的に調達を図ることに陥りやすい。

このシステマティックな問題の例示として、最近国交省は、「下限を 7.3 億円から下げて、2 億円以上のすべての公共工事の契約は公開競争入札方式とする」と説明している。それにもかかわらず、来年度におけるこの措置の実施では、国交省の契約うち、公開競争入札方式の割合が、件数ベースで 2.3%から 15%へ、金額ベ - スで

27%から 57%への増加しか見込まれない。このことは、残りのプロジェクトは指定された契約者間での入札により契約を結ぶか、入札抜きの随意契約となることを示唆している。

比較してみると、EU では 1999-2003 年の期間では、公共工事について、80%の調達 方式が政府調達協定の定義に沿った公開競争入札方式である。

# 技術仕様

技術仕様が多くの場合限定的過ぎるため、入札する企業が付加価値もしくは革新的な手法を盛り込む事ができないという報告がある。この点に関し、政府調達協定第6条は、技術仕様は設計もしくは記述的に示された特性よりも性能に着目して設定することを求めている点を想起したい。さらに、特定の商標、商号、特許、デザインまたは型式、個別の「原産地、生産者」もしくは供給者を要件としたり言及したりすることは、「又はこれと同等のもの」というような文言をその仕様書の中に含めない限り許されていない。そうでないと、調達機関は技術的な解決方法の多様化を利用することから阻害される。

このように、同等性を立証するために、入札者にはあらゆる適切な形での証明方法が許される必要があるとともに、調達機関の側は、同等性なしと判断した場合には、その理由を示すことが出来なければならない。

## 透明性

1994 年の日本の「政府調達に関するアクションプログラム」に沿って、外務省は会計年度の初めに(予算の国会承認後出来るだけ早い時期に)政府調達セミナーを毎年開催している。欧州委員会は、透明性および予測可能性の向上をもたらすこのイニシアィブを歓迎している。

しかし、EU は、この年次説明会に公共工事および公的な建設プロジェクトが含まれていないことを遺憾に思う。このような情報は中央に統合された形ではなく、個々に、国交省とかその地方局で、所属の調達案件について発表していると、EU は理解している。

EU では、中央入札デ・タ・ベ・ス「TED」に、EU の加盟国で行われた、またはその予定の、すべての入札案件が収集されており、一般に公開されている。範囲に関して言えば、この透明性確保のための手段は、政府調達協定の対象となる入札公告をはるかに超えた範囲の調達を網羅している。

# 改革提案

EUは日本政府が下記の提案を考慮することを要望する。

• a) 国土交通省の認定制度に加えて、EU は経審の評価の一環としてまた資格審査 段階において、調達機関が外国における経験を直接認定できるようにすることを 提案する。国内・国外の経験を一切区別せず、平等に考慮すべきである。

- b) EU は、企業が入札に先んじて経営事項審査を受ける義務を撤廃することを勧める。この制度を維持する場合には、中央で統合するか、または、調達機関がそれぞれ自らの調達に関して、経審を受ける選択を供給者の任意にすべきである。
- c) 公共工事に関する限り、登録義務の廃止、または、全国すべての調達機関で有効な登録を国交省で集中的に行う制度に変更すべきである。
- d) EU は、現行の予定価格制度を廃止するか、EU で適用しているものと同様の制度、すなわち各契約のために指定された予算の提示、に切り替えることを提案する。いずれにせよ、異常に低い価格の応札を自動的に拒絶すべきではない。その代わりに、入札者にそのような低価格で応札した理由と正当性を説明する機会を与えるべきである。
- e) EU は、技術仕様の設計あるいは記述的特性に合致してはいないが、その要件に明らかに適合しており、発注の目的とニーズを満たしているような「同等性のある」手法に基づく応札については、調達機関がそれを考慮できるようにすべきと提案する。EU は、日本に対して、硬直的な技術仕様への代替案として、革新的な技術手法を考慮することを奨励する。この観点において、EU は日本が環境物品の調達にかかわる技術的要件を見直し、「同等性のある」生産手法を受け入れることを要請する。
- f) EU は資格審査に関し、現在の法制と慣習を見直し、公開競争入札方式が用いられる場合は、供給者がその能力に関しいかなる事前審査もなく入札できるようにすることを奨励する。
- g) EU は調達機関が使用する積算資料に外国の製品が 特に海外の市場でその国際競争が成熟しているような場合飼料に 記載されることを奨励する。企業の国内市場占有率に全面的に依存するのは、閉鎖的な市場を形成し易くしている。この点において、EU は、日本政府が地方や首都圏の調達機関に対して、積算資料に含まれている商品のみを購入する義務はないことを想起するよう奨励する。
- h) 調達手続きの競争性を向上させるため、EU は、日本では事業所を設立してはいないが、公共調達への参加を希望している企業のために、政府調達セミナーの際に全省庁から配布および説明が行われる、その年度に予定されている調達の全リストを外務省・総務省のホームペ・ジに掲載することを提案する。このように、透明性を高めるための中央集中システムが導入されるのを待つ間、このセミナーの対象範囲を拡大し、当該年度内に実施される全ての公共事業を対象とするよう提案する。

# 3. 情報・通信技術

## 序

EU は、前回の EU 提案に関する協議以来、日本が ICT 部門における改革、特に接続や周波数割当てに関する改革、および競争評価の実施を目指す新しい枠組み作りに着手したと認識している。EU はこれらのイニシアティブを歓迎するが、依然としていくつかの面において懸念が残っており、最終的な評価を下す前に、更なる改善が必要と考える。

日本政府は情報技術のインフラ整備を行なうための国家的な「IT 戦略」を推進している。インターネットへのアクセス費用は劇的に低減し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては世界で最も進んだ国のひとつとなっている。同時に日本のサービス・プロバイダーは世界のどの国よりも早く第三世代無線を商業化するなどの新しい情報通信技術を開発している。これは傑出した国家的業績であり、困難な世界の情報通信市場環境においての数少ない快挙のひとつである。

同時に日本政府が ICT 政策を実施するにあたり現在のグローバル化への動きを尊重することが大変重要である。EU は基準やプラットフォームの作成にあたり産業界主導のグローバルなアプローチを支持する。また、日本政府がこういったイニシアティブを支持しているという兆候を頼もしく思う。EU は、EBC (欧州ビジネス協会)が総務省の審議会に正式な参加者として貢献する場を与えられていることに謝意を表する。

EU は 2004 年 1 月 26 日に、日本政府が供給者規格適合性宣言(SDoC)を導入したことを喜ばしく思う。欧州では既にこのような制度が導入されており、製造業者が目まぐるしく進歩する情報通信市場にいち早く新製品を投入することを後押ししている。残念ながら SDoC 制度は日本において限られた範囲の機器にしか適用されない。日本の SDoC 制度の適用範囲を可能な限り拡げ、欧州におけるのと同様、有線のみならず特定無線機器にまで包括的に適用されるべきである。

日本政府は 2005 年末に向け、1700MHz 帯および 2 GHz 帯における新規第三世代無線 通信事業者対象に新たに認可を与える予定であると聞いている。

外国企業が日本政府機関に電気通信機器を供給するに際し、不統一な申請手続き、 単一供給者、プロジェクトによって選択的に行われている仕様書の開示が依然とし て妨げになっている。外国の電気通信機器の公的調達が民間部門と同様に行われる よう、日本政府に対して、情報開示、入札基準/性能仕様、資格審査、公開入札手続 きなどの分野において更なる改善を求める。

#### 前回の EU 側からの改革提案およびフォローアップ

EU は電気通信規制当局の独立性の問題に関し、前進が見られることを評価はするが、 更なる改善の余地があると感じている。 長期増分費用モデル (LRIC) の接続料への適用においては、ある程度前進が見られる。しかし、EU は予定期間に関し、また NTT の競争事業者に課せられる他の費用の増加によってその効果が相殺されるのではないかと懸念している。

電子通信技術における技術中立的な規制の枠組み作りに関して、日本側からの回答より、現状は斑模様であるということが判明した。ある分野においては競争が現実のものとなり、またある分野では、特にローカルの固定電話市場のように、明らかに異なった状況が見受けられる。

日本の規制の枠組みにおける共同支配の考え方については、回答を留意する。

市場において絶大な勢力を持ち、かつ/あるいは基本的設備を支配する事業者に対する卸しおよび小売料金告知要件の継続に関し、非指定事業者に対しての情報が明確化されることを歓迎する。

ユニバーサルサービスの実施については、異なるビジネス部門間の相互助成や均一料金の維持は新規市場参入者への障害となり、特に市場機能不全をもたらすものである。

EU は第三世代移動体通信システムへの IMT-2000 帯域の周波数追加割当てに関し、双方の現在の活動について情報交換を継続していくという日本側の提案を歓迎する。

市場アクセス規制を可能な限り貿易を制限しないものにするという TBT 協定における義務について、EU も日本と同様一般的な意味で懸念を抱いているが、この問題については更に話し合いを進めて行きたいと思う。

プリペイド携帯電話の禁止は、もはや政策の選択肢ではないと理解し、このような 進展を歓迎する。

#### 現状

#### 組織改革

日本政府が規制当局であると同時に株主として行動するのは明らかに不適切である。 総務省は日本の電気通信分野において介入や管理などの幅広い法律上の権限を有す る。所有者として、また規制当局としての明確な役割区分がなされていない環境に おいて、政府がそのような権力を行使することは、規制のプロセスを非常に不透明 かつ予測不可能なものにする。他の大部分の国では独立した規制当局を設置し、そ の決定は長い目で見た消費者利益そして競争的市場環境促進の規範となっている。 日本は NTT の完全民営化と規制当局の完全独立を保証する必要がある。また、意見 募集のプロセス改善によってアカウンタビリティーを高めなければならない。

# 競争上のセーフガードの強化

法律上の規制は、NTT グループの反競争的行為の防止に効を奏していない。2003 年の電気通信事業法の改正は様々な面で事態を悪化させている。例えば、NTT がもはや

料金を告知する義務を負っていないことは、反競争的行為に対する監視を困難にしている。NTTが優先的地位を利用して積極的に現在支配的な地位を有している分野の顧客層に新規サービスのマーケティングを横断的に行なうなど、新規事業分野に事業拡大を計っている証拠が見られる。異なる事業分野間で水平的に、またネットワークとリテイル部門間で垂直的にファイヤーウォールを強化し、また完全かつ透明な会計分離を行なうといった積極的な措置を求める。もしこれらの措置が不十分な場合は、NTTがその優先的地位を乱用する余地のないようローカル・アクセス・ネットワークをNTTの他の事業から切り離すよう求める。

## 固定電話の接続とユニバーサルサービス

NTS (通信料に関係しない)費用を固定電話接続料から除外するという歓迎すべき決定は、2つの新たな措置により損なわれている。第1にNTS費用の段階的撤廃に与えられている5年という猶予は長すぎる。費用の精算に3年以上を要するとは思われない。更に重要なのは、NTS費用が日本に設立されるユニバーサル・ファンドに単に付け替えられるのではないかという点で、EU は大いに懸念している。これは NTS費用を接続料から除外したことによる競争上の成果を事実上損なうものである。ユニバーサル・ファンドを通して、事実上これらのコストを回収することは、競争者に対しまた究極的には消費者に、従来接続料を通して課されていた負担を改めて求めることである。

## 周波数

最近発表された 1.7GH z および 2.0GH z 帯における周波数割当て指針においては、第三世代向けの周波数が支配的地位にある事業者に集中し、日本の競争環境を大いに損なう恐れがある。支配的、非支配的事業者の区別をすることなく、加入者数に応じて追加の周波数を配分する方法においては、支配的事業者が収益、数量、規模、範囲の面で比類のない利益を享受している点が見過ごされている。これは周波数の集中を通じて、支配的事業者にその地位を強化する機会を与えるものである。

既に支配的事業者に付与されている周波数の第三世代向けへの再編を求めていないことは、集中へのリスクを高めている。この点からこの割当てに関する指針は、1.7GHz 帯への申請において周波数の第三世代向けへの再編の可能性を勘案しておらず、周波数の最も効率的な使用を促進しているとは考えにくい。当該指針の実際の運用を監視するとともに、日本は周波数キャップの設定、閾値の改定などの措置を導入するべく現行の指針を改正するか、もしくは支配的事業者への周波数の集中を防止するような形態での指針の運用を保証するべきである。支配的事業者への更なる周波数の集中は現在の携帯電話事業者間の保有周波数をより不均衡なものとし、携帯電話市場での競争をますます歪めることとなる。

# ウルトラ・ワイドバンド (UWB) 機器基準の調和

日本政府は UWB 技術を使った無線機器の規制の枠組みを検討中である。UWB は CE および IT のマス・マーケットにおいて大きな可能性が期待されるところであるが、すべての主要な無線サービス(携帯電話、放送、航空、自衛隊等)において使用されている 2GHz から 10GH z 帯の既存および将来の無線システムとの間の干渉の問題が懸念される。将来 UBS 機器の普及が予測されていることから、世界的および地域的技

術規格の標準化は消費者利益に適い、また違法な機器の削減にも繋がる。米国では既に UWB は規制されており、EU と日本においては同様により厳しい技術および規制の基準が検討されているところである。従って、両者がアプリケーション規格策定にあたり、規格の融合を図ることは有益である。

## 相互承認協定

EU は 2001 年に日・EU 間で締結された相互承認協定 (MRA) の実施の遅延に、特に協定に規定されている指定試験機関の認定に関してであるが、失望している。 現在認定を受けている指定試験機関は 2 機関に留まっている。 2003 年 2 月 14 日に EU における最初の指定機関として日本政府により認定されたオランダの TELEFICATION B.V.と 2003 年 12 月 19 日に認定された CETECOM ICT Service GmbH の 2 機関のみである。

# 供給者規格適合性宣言(SDoC)

EU は、欧州の場合と同様、日本政府が 2004 年初めに供給者規格適合性宣言 (SDoC) を導入したことを歓迎する。しかし、この制度が有線電気通信機器を対象としており、無線機器への適用に関しては限定的なものとなっていることに失望している。

- a) 電気通信規制環境にまつわる組織改革を行うこと。NTT の完全民営化、規制 当局の政府および商業的利益からの完全独立といった根本的な措置をとること。 経営の細部まで干渉することなく、経済効率、イノベーション、投資、効率的な 競争の実現を目指すマクロレベルの経済基準に重点を置くべきである。真に開か れた意見募集のプロセスを通して、意思決定において民意を反映するよう努める べきである。
- b) 日本は優先的な地位の乱用を防ぐべく、NTT の支配的地位にあるすべての市場分野において料金告知義務を復活させ、競争確保の為のセーフガード措置を強化するべきである。また、NTT に異なる事業分野間で水平的に、またネットワークとリテイル部門間で垂直的に、各々会計開示を義務付けること。新規事業参入に対し、ローカル・アクセス・ネットワークにおける NTT の優先的な地位の乱用を防ぐべく、ファイヤーウォールを強化すること。
- c) 日本は、接続料金から除外されることとなった通信量に関係しない要素 (NTS)がユニバーサルファンド (USF) に付け替えられ、競争事業者への負担が 継続することのないよう保証すること。
- d) 日本政府は、最近発表された周波数割当て指針において、第三世代向けの周波数が、支配的地位にある携帯電話事業者に集中し、携帯電話市場での競争を歪めることのないよう保証すべきである。
- e) EU は、日本政府がウルトラ・ワイド・バンド (UWB) 無線機器に関する技術 規格を国際的および EU の基準に調和することを要請する。

- f) EU は、日本政府が EU 当局と協力して、日・EU 相互承認協定 (MRA) のすべて の部分を遅延なく実施することを促す。
- g) 日本は、有線のみならず無線機器に関しても、EU の製造業者が発行する供給者規格適合性宣言(SDoCs)を追加検査もしくは行政上の要件を加えることなく受け入れること。

# 4. 金融サービス

EU は、金融システムの安定から金融システムの活力へ重点を移した、前向きの新たな「金融改革プログラム - 金融サービス立国への挑戦」を心から歓迎する。もし効果的に実施されれば、それは日本の金融市場の自由化をさらに進め、国内的にも国際的にも競争力の高い統合された金融業を、究極的に日本にもたらすだろう。

来る 10 年間に、欧州と日本の金融機関および市場は、相互依存度を高めるであろう。市場の力は、両市場の規制当局および監督者に更なる適応を強いるであろう。EU と日本との緊密な協力は、共通の課題に対して効果的に対処し、同等な規範と国際基準に基づいた国際的な金融の枠組みを作ることを可能にする。緊密な協力は、まさに共通の関心事である。

国際化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増し、規制・基準の国際的収斂の動きが加速化しているという認識を EU は日本と共有している。したがって EU は、日本が(1)内外金融機関の無差別原則の貫徹に努力し、(2)日本の金融システムおよび金融市場を普遍的なものにし、(3)金融サービスに関する国際的な基準策定活動に積極的役割を担う、との指摘を特に歓迎する。金融行政の透明性と予見性を向上させ、完全な説明義務を達成する法的枠組みは、同じく重要である。

新しいプログラムは、大胆な国際的視点に立ち、EU が以前から規制改革対話の場で 提起してきた多くの問題を、完全にあるいは部分的に、取り組んでいる。このこと は、市場の安定と投資家の信頼に対して、好ましい長期的効果を生むであろう。EU はまた、最近の証券取引法改正(2004 年)、保険業法改正(2005 年)、銀行法改正 に向けた提案および導入予定の投資サービス法と金融コングロマリットに対する法 的枠組みの準備を歓迎する。

## 4.1 銀行および投資サービス

金融改革プログラムは、金融コングロマリットの検査・監督、業務横断的な問題への対処、取引・商品の新形態の出現、および「ワンストップ金融サービス」の普及による利用者の利便性の向上、に対応できる法的枠組みを導入する施策を含んでいる。

EU は、(銀行と証券会社による建物の共同利用など)銀行・証券・保険業務を分離している規制の一部を緩和するためにとられている措置を承知している。しかし、目下のところこれらの措置は EU の主要関心事、すなわちユニバーサルバンキングを禁止している証券取引法第 65 条の廃止問題の解決には及んでいない。多くの欧州の金融サービス会社がユニバーサルバンキング・グループの一員であるので、この分離によって残る障壁は、欧州の金融サービス会社にとって特に不利益である。

これらの分離が残っている限り、少なくとも欧州の金融グループが銀行および証券業務において、2 つの異なる経営陣により法令の遵守や監督を行う代わりに、共通の職務権限が統合された本部機能を担えるようするために、共通の職務権限(例えば「上席グループ代表」)が多少発揮できれば助けになる。

市場の監督を強化するために、金融改革プログラムは、市場監視体制の一元化および自主規制機関との適切な連携を目指している。金融審議会は、自己規制機関の過度の規制を見直し、その規制が現在の金融制度改革の一環として実施されることを提言している。現在ある規制当局間の機能の重複を解消し、様々な当局への報告義務の全般的負担を軽減すべきである。

この点に関し、証券取引法と証券投資顧問業法の現行の枠組みの基に、多様な金融商品の利用者を幅広く業務横断的に保護するために、新たな包括的な法律として投資サービス法が制定されることに EU は注目している。

投資サービス法の制定は、現在まで分けられていた 2 つの法律、すなわち、証券投資顧問業法と証券投資信託法を 1 つの一貫した規則に統合する格好の機会であると EU は考える。その結果、業界は統合された法環境の下で活動し、異なる免許、申請 および顧客への情報開示義務を回避できる。また、この分野の 2 つの自己規制機関 (日本証券投資顧問業協会と投資信託協会)がいずれ統合され、現在の手続きの重 複が解消されることになる。

また、多くの主要金融市場では投資顧問が海外の系列会社に代わって国内証券市場で注文を出せるが、日本では証券業免許を持たなければ系列会社に代わって注文を出せない。義務付けられているファイアーウォールを設ける費用を考えると、このことは投資顧問にとって非実用的な分け方である(第65条に関する要望を参照)。EUは、この点に関して必要となる投資顧問業法改正を行うことを再度要請する。

日本の都市銀行は、2002 年以降、信託業務と銀行業務の兼営が認められている。しかし、これらの改革も信託業法改正(2005 年)による最近の変更も外国銀行支店には適用されない。したがって EU は、該当する定義(兼営法第 1 条および当該施行令第 1 条)の範囲に外国銀行が含まれるよう、定義が見直されることを再要求する。 EU において、信託業務を行っている国では銀行業務と信託業務の兼営が可能である。

加えて、下記の様々な提案に対する日本政府の回答のいくつかは日本の法律・規制環境の特異性に帰するものであり(例えば、証券取引法におけるファイアーウォール、第65条)、他の問題は相互主義に関する見解に関係している(例えば、銀行業務と信託業務の兼営、兼営法第1条)。EUは、金融改革プログラムにおいて、相互主義基準が進行中の改革プロセスを考える要因と結びついているのか否か、また、そうした基準がどのように結びついているのか、理解を深めたいと考える。

## 改革提案

• a) EU は、銀行、保険、証券などすべての分野において金融機関が事業を行うことができ、日本において健全な統合された金融業が確保されることを再び要望する。したがって、銀行・証券業務の統合された経営を禁止する証券取引法第65条の規定は廃止されるべきである。

暫定的措置として、同一グループの企業が仮想持ち株会社に共通の職務権限 を築き、国際的に展開する金融業界において効率的なグループ経営を行える ようにすべきである。

- b) 規制当局と自己規制機関の機能の重複を除去し、報告義務の全般的負担を 軽減するために、現行の金融制度改革の一環として自己規制機関およびその 機能を見直すことを EU は日本政府に対して要請する。
- c) 日本において免許を持つ投資顧問業者が系列会社に代わって日本の証券の 売買注文を出せるようにするために、日本政府は投資顧問業法を改正すべき である。
- d) 在日外国銀行支店も信託業務と銀行業務を兼営できるよう、信託銀行業務 に関して外国の支店と国内の支店の間に区別を設けるべきではない。

#### 4.2 保険

保険分野において金融庁が積極的に規制改革を推し進めていることを、EU は高く評価する。2005 年 6 月、金融庁は新たな消費者保護措置および銀行が販売する保険商品の範囲の拡大を公表した。2005 年 12 月以降、銀行は、一時払終身保険・一時払養老保険、自動車保険以外の個人向け損害保険、積立傷害保険の販売が認められる。

この措置は、前向きな一歩ではあるが、銀行が既に販売している保険商品と似た貯蓄性のある一時払保険商品の一部に影響を与えるに過ぎない。したがって、消費者に販売する商品の種類の拡大は限られたものとなる。消費者に保険商品と流通チャンネルのより良い選択を提供するために、迅速に、即ち最終目標期日の 2007 年より大幅に前倒し、残っているすべての保険商品が自由化されることを、EU は希望する。

2006 年 4 月に実施される改正保険業法は、現在の保険契約者のセーフティネットの改定を含んでいる。生命保険契約者保護機構へ拠出する費用の算出方法が 2009 年度までに見直される予定である。現在の事前拠出制度は、特定の保険の種類と保険契約者への潜在的リスクの経済的側面を考慮していない。保護制度によって実際に保険契約者が保護される会社だけが費用を負担すべきである。この問題は、損害保険分野でも類似している。

保険業法の改正は、特定のグループの構成員に保険に準じた商品を販売し、保険会社に適用される法律に従わない、これまで無認可であった共済(共済事業)を監督することも目的としている。無認可共済は、少額短期保険業者として規定され、2007 年 4 月から金融庁の監督の下に置かれる。EU はこれらの事業者が統一された監督下に入ることを歓迎するが、保険業法は(農業共済や医療部門の共済などの)他の法律に基づいて設立され、金融庁ではなくその他の省庁に規制される共済について言及していない。免許を受けた保険会社とは異なり、認可共済は保険契約者保護機構の費用を負担していない。支払う法人税の水準も低い。認可共済も保険業法の下に置かれることを、EU は望む。

一部の共済(少額短期保険業者であるか否かにかかわらず)は、事業リスクを回避するために再保険を付している。日本における共済がらみの再保険市場の規模は、約200億円であると推定される(半分は生命・身体に関する共済、残り半分は損害に対する共済)。現在、共済が付す再保険は、大部分が欧州企業に引き受けられている。

改正保険業法附則第 16 条によれば、2013 年 3 月までは、少額短期保険業者は引き受けを行える最大金額を超える額については、再保険に付さなければならない。少額短期保険業者は、先ず海外で潜在的な再保険業者を探す前に、日本国内で再保険に付さなければならない。第 16 条は、外国会社より有利な条件を提示できる保険会社が日本にない場合、少額短期保険業者は外国会社に再保険を付すことができると規定している。外国会社に再保険を付す時は、少額短期保険業者は内閣総理大臣の事前承認を得なければならない。これらの要件の主な理由として、契約者保護と適切かつ思慮ある監督が挙げられている。この内外の再保険会社の区別は新たに導入されたものであり、現在のところ外国再保険会社が問題を起こしたという兆候がないので驚きである。第 16 条は EU の再保険会社のビジネスを奪うものである。疾病による高度障害・死亡保険に関して、EU の会社が受け取る再保険料が 2008 年までに3割減少すると業界筋は予測している。従来の免許を受けた保険会社は出再になんらの制限を受けないということを、EU は留意する。

EU は、上記の第 16 条は不当な差別であると考える。日本に会社を設立せずに再保険サービスを提供する権利は GATS 協定の下で予め想定されている。慎重な監督の必要性は確かに原則として正当化されうるが、何故、設立ないしは法的登記の場所が決め手となる判断基準なのか理解し得ない。もし必要なら、適正かつ慎重な監督を担保するために国際的な格付け制度が活用できるであろう。

EU は、再保険指令をまもなく採択する。この指令は、EU における再保険会社を規制する枠組みを導入するものである。この指令は、保険会社や共済が欧州の再保険業者と協力するうえで、さらなる保証を提供するはずである。

金融庁以外の省庁の監督下にある一部の共済が、外国会社よりもむしろ日本の会社と再保険契約を結ぶ義務があるとの印象を持っているのではないかということも、EU は承知している。いかなる懸念をも拭い去るために、日本政府がこの点を明確に

し、適切な方法により、これらの共済はまったく自由に再保険業者を選べるということを周知していただければ、EU は高く評価する。

- a) 金融機関が販売する保険商品に関して、残っているすべての制限は廃止されるべきである。
- b) 日本政府は、保険契約者保護機構へ事前拠出する費用の大きな資金負担を 軽減する方策を考えるべきである。
- c) 保険業法以外の法律の下で設立された共済も保険業法の下に置かれるべきである。
- d) 保険業法附則第 16 条にある区別を廃止し、少額短期保険業者に再保険を 提供する際に、すべての再保険業者 - 日本で設立されたか EU で設立され たかにかかわらず - を同等に取り扱うよう、EU は日本政府に求める。
- e) 共済が再保険業者を自由に選べるようにすることを、EU は日本政府に要請する。自由に選べるということを、関係省庁は所管する共済に説明すべきである。

## 5. 日本郵政公社の民営化

小泉総理が大胆かつ野心的な郵政民営化計画のために強い政治的リーダーシップを 発揮したことを、EU は歓迎する。法案が国会を通過したことは、日本の改革プロセ スの意義深い一里塚であり、日本経済の全般的な効率性の向上に資するものである。

民営化プロセスの成功の鍵は、日本郵政公社の後継会社と民間の競争相手の間の対等な競争条件を担保しつつ、市場を混乱させることなく円滑に移行できるか否かである。この点に関し、新法および日本政府の声明は、EU がこれまでに提示した要望の多くの点に応えていることを、EU は満足感を持って注目している。

民営化のプロセスは、現在の日本郵政公社を郵便局会社、郵便事業会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社に4分社化し、2007年に始まる。これらの4つの会社は、日本郵政株式会社(持ち株会社)の下で事業を行う。政府は、郵便貯金銀行と郵便保険会社の全株式を段階的に放出するが、持ち株会社、即ち日本郵政株式会社の株式は3分の1超を保有する。巨大な郵貯・簡保(2005年3月末時点で日本の家計部門の金融資産の4割に当たる約335兆円の運用資産を有している)を分割することは、民営化される郵政事業体と民間会社との間の対等な競争条件と公正な競争を担保するために、厳格な監督・規制の仕組みが欠かせない。この仕組みは、すべての市場参加者、消費者、そして日本経済全般に有益であろう。独立した規制当局による郵便事業の監督は最も重要である。加えて、民営化プロセスを監視する郵政民営化委員会は、欧州の金融サービス業界の代表が入るべきである。

EU は、日本郵政公社の後継会社に税の減免措置が与えられないとする、日本政府が最近明らかにした声明を評価する。公平な課税上の扱いを担保する要求は、法人税、消費税、固定資産税および他の関連した税に関するものである。

郵便のユニバーサルサービスを継続するために、全国の郵便局網が維持される。現在の郵便局会社の窓口を通じて、郵便貯金銀行と郵便保険会社は引き続き金融サービスを全国で提供する。この点に関し、公正かつ同等の条件で、民間の競争相手がこのネットワークの参入・利用が可能となることを担保することが重要である。

過疎地での民営化されたサービスによって生じると見込まれる損失を補填するために、2兆円の特別基金が用意される。この基金は、郵便貯金銀行と郵便保険会社の株売却収入や配当などの資金が充てられる。したがって、いかなる義務も - ユニバーサルサービスを行う義務であれ - 資金に関する義務であれ信書業務における他の潜在的競争者に課すべきではない。

最後に、日本政府が今後数年にわたって売却するいかなる株式も外国投資が取得することに、なんらの制限を設けるべきではない。

- a) 対等な競争条件を確立するために、総務省から切り離された、郵政サービスに関する新たな独立した規制機関を日本政府は設立すべきである。
- b) 郵便貯金銀行と郵便保険会社は、特典が与えられている立場を利用して、 移行期間中に新たな商品分野に業務を拡大してはならない。適切な措置を担 保するために、民営化プロセスを監視する郵政民営化委員会において欧州の 金融業界の主張が適切に表明されるべきである。
- c) 日本郵政株式会社、郵便局会社、郵便事業会社、郵便貯金銀行および郵便 保険会社に対し、日本政府はいかなる優遇税制措置を付与すべきではない。
- d) 郵便局会社は、郵便貯金銀行と郵便保険会社が求めるのと同じ条件で、銀行や保険会社などの市場参加者の代理店要請を、郵便局会社は受け入れるべきである。
- e) 競争の余地があり、かつ、既存の事業者にユニバーサルサービスが義務付けられている分野では、民間の競争相手に不当な義務を課すべきではない。
- f) 日本政府は、証券市場で日本郵政株式会社、郵便貯金銀行および郵便保険会社の株式を取得する外国投資に、いかなる制限も課すべきではない。

# 6. 運輸

# 6.1 航空輸送

#### 日・EU 航空関係

近年、重要な進展が EU 側にあった。これに関連して、2005 年 6 月に開催された EU 理事会において、EU 加盟国の運輸大臣たちは、今後、航空分野での国際関係をどのように発展させていくのが最善であるかを議論した。

大臣たちは、第三国との交渉において、加盟国と欧州共同体が相互に果たす重要な補完的役割を強調した。大臣らは、航空分野における国際関係の主要基盤である加盟国と第三国との間の二国間協定は、少なくとも当面は残ることを強調した。2002年11月5日の欧州司法裁判所の判決が,対外航空関係における加盟国と欧州共同体それぞれの権限を明確にしたことを、大臣らは認識した。加盟国と欧州委員会がすべての二国間航空運輸サービス協定を欧州共同体法に可能な限り早期に適合させるという共通目標を追及するために、さらに協力と調整を強化し、互いに全面的な支援をし、それによって、欧州共同体と相手国の航空会社が国際路線において法的確実性を修復することの重要性を大臣らは強調した。大臣らは、欧州委員会と加盟国が加盟国と相手国との間の二国間航空輸送サービス協定の中断を回避するよう、あらゆる手段を駆使して一致団結して協働する必要性を強調した。

この欧州司法裁判所判決および運輸相理事会の結論の文脈の中で、欧州委員会は日本政府との間で航空輸送問題に取り組んでいる。欧州委員会と加盟国は、共通の目的を持っており、このことは、バロ欧州委員会副委員長から北側運輸大臣に宛てた最近の書簡の中でも強調されている。この意味で、二国間航空輸送サービス協定の中で欧州共同体法に適合していない条項の修正を目的として、EU は、日本政府との間での協力が継続することを期待している。

# 全般的なビジネス環境

日本は EU にとって、運輸分野における最重要パートナーのひとつである。日本企業は、効率と顧客満足度において国際水準を設定している。日本政府が航空輸送サービスの分野での効率促進に成功するものと EU は確信しており、これらの努力に対して重要な貢献ができることを心待ちにしている。

いくつかの有効な措置を講じることができよう。現在、航空券の価格設定と販売に対する制限、航空会社にとっての高い運営費、インフラ整備の遅れ、これらはすべて不要なマイナス影響を及ぼしている。より良いインフラ、低いコスト、消費者の便益、価格設定についてのより大きな自由は、市場の開放度を向上させ、2008 年までに観光客を倍増するという日本政府の目標に欧州の航空会社が大きな貢献をすることを可能にするものと EU は信じる。日本の規制当局は、これらの目標達成において重要な役割を担っている。

# 価格設定と販売

日本では、航空券の顧客への直接販売に対して規制による多くの制限が加えられている。航空会社は、日本発および日本着の国際線について、IATA の承認を受けた料金、または団体旅行の場合、国土交通省が設定したより低い料金についてのみ、宣伝・販売を許されている。IATA 料金は、市況を反映していないので、日本で販売されている個人旅行用の料金の大半は、公認旅行代理店を通して販売され、組み換えられた団体割引運賃料金の形態を取っている。欧州の航空会社は、専属代理店や関連旅行会社などの事実上の直接販売経路をもっていないので、航空券の最終料金に対して、限られた管理能力しか持っていない。結果として、消費者は、必要以上に高い料金を支払うことになる。市場動向を反映した柔軟な価格設定が可能だという、日本政府の以前の回答を EU は評価するが、より大きな柔軟性がさらに図られることを願う。

# インフラ、発着枠の不足、発着枠の割り当て

関東地域の航空輸送インフラについて、EU は引き続き懸念している。いくつかの理由によって - そのうちいくつかは、日本政府の完全な管理下にあるものではないが - 成田空港の施設は、依然、望ましい発展レベルに達していない。しかしながら、EU は、これらの施設、また東京地域のその他の空港の施設がより効率的に使用され得るのではないか、と信じている。例えば、成田空港の2つの滑走路の発着枠が別個の制度の下に割り当てられる理由が、われわれには理解できない。

発着枠の効率的な使用、東京の中心部へのアクセス、国際線と国内線との乗り換えなどを十分考慮して、日本政府が、現在の関東地域における航空インフラの使用に関する政策を見直すことを、EU は奨励する。新しい発着枠への圧力を緩和するために、横田航空基地を民間航空に開放することも将来の選択かもしれない。成田空港においては、欧州と日本の間の二者間経済交流が増強している点を留意し、また、発着枠の割り当てについて、米国と欧州の航空会社との間のより平等な取り扱いを実現しながら、効率改善を目的として現在の発着枠割り当て方法が見直されることを、EU は要請する。

### 営業コストの軽減

日本の主要国際空港で営業している航空会社は、高い着陸料、航行援助施設利用料、空港ターミナル使用料、空港共有スペース使用料、および貨物取り扱い手数料の問題を抱えている。現実に、日本の航空輸送のコストは、依然として世界で一番高い。それゆえ、EU は、IATA と新しく民営化された成田空港との間の交渉が、着陸料の値下げをもたらしたことを喜んで留意する。EU は、この展開および成田国際空港株式会社の努力を歓迎する。しかしながら、この値下げ後も、成田空港は引き続き世界で一番高い空港である。EU は、着陸料、航行援助施設使用料を値下げする更なる努力が行われることを、切に願う。

#### 安全

安全は、航空産業および監督機関にとって、主要な懸念事項である。この分野で安全を高め脅威を少なくすることは、EU と日本政府双方の共通目標である。 EU と日本政府は航空安全を向上させるために協働する。このために、私達は、新しい安全

対策を導入する際は、日本政府が透明性と EU の情報を確保する努力を行なうものと考える。この理解の下、航空安全協力会合が開催され、上述の事項が話し合われたことを EU は歓迎する。この日・EU 協力は先の日・EU 首脳会議で支持され、将来にわたって継続されることになっている。

EU は、個人データ保護に関する厳しい立法措置をとった。提案されている事前旅客情報システム (Advanced Passenger Information System = APIS)が、EU の法律と相容れないものではないかと懸念しており、不必要な混乱を避けるため、話し合いが開催されることを願う。

最後に、技術関連の書類に関しては、一般的に国際社会では英語の使用が認められているにもかかわらず、日本政府は、すべての書類に関して、日本語に翻訳することを求める。日本政府が、国際的慣行に沿って、また効率的観点からも、技術的書類に関しては英語のみでの提出を認めるよう要請する。

- a) 日本政府は、航空券の販売、価格設定、料金精算の規制を緩和し、航空会社が競争力のあるネットフェアを透明な形で直接消費者に、インターネット上を含み、提示することを許可することを EU は奨励する。
- b)最初の一歩として、幅広い前売り料金を料金制度に導入し、インターネット 販売について、制限を撤廃することを EU は提案する。最終的には、届出後直ち に使用できる単純な価格承認制度を導入すべきであり、また、IATA 旅行代理店 を通じて販売される市価運賃についての正味送金額の直接振り替えに対する制限 を撤廃すべきである。
- c) 発着枠の公正で効率的な使用、東京の中心部へのアクセス、国際線と国内線との乗り換えの利便性の向上を考慮して、日本政府が現在の関東地域における航空インフラの使用に関する政策を見直すことを、EU は提案する。
- d) 成田空港において、効率を高め、米国と欧州の航空会社との間のより平等な取り扱いを実現する目的で、現在の発着枠割り当て方法が見直されることを EU は要請する。羽田空港は、非差別的な原則を持って国際定期便に開放されるべきである。
- e) IATA、航空会社、成田国際空港株式会社との間での交渉で達成された進展を EU は歓迎する。しかしながら、料金引き下げ後もコストは依然としてきわめて 高く(成田空港は、依然として世界で一番高い空港である)、EU は、日本政府が、 着陸料、航行援助施設利用料、空港共有スペース使用料について大幅な値下げを 達成する努力を引き続き行うことを要請する。
- f) 2005 年 4 月の時のように、航空会社の運営コストを増やすような措置が導入された場合は、航空会社は、増加分を回収することを容認されるべきである。

- g) 提案されている事前旅客情報システム(APIS)の EU のデータ保護法への影響を話し合うため、日本政府が EU と協議を開始することを要請する。
- h) 国際慣行に従って、また効率のためにも、日本政府が技術的書類の英語での 提出を認めることを EU は要請する。

# 6.2 海上輸送(国際海運)

日本において欧州の海運産業が直面している主たる問題は、水際における制限的な事業慣行に起因している。そのような慣行は競争や事業の柔軟性を制限し、事業運営コストを高める原因となっている。新たに発表された国土交通省の「スーパー中枢港湾」戦略は、コンテナ輸送作業が集中し、料金・使用料が軽減される3つの港湾において、コストを30%程度下げることを目指している。この歓迎すべき政策は、世界で最も高い部類に属する日本の港湾コストが他の東アジア諸国の港湾に対する競争力を大幅に弱め、日本および海外からの港湾利用者に損害を与えているという認識を示すものだ。コスト削減の目標を達成するためには、荷役サービスの提供に関する競争条件への制約を削除することが不可欠であることは明らかである。また、日本に出入りする国際コンテナ貿易の60%以上を扱い、豊富な国際経験を持つ外国船会社は、日本政府の港湾開発イニシアティブに関する議論に参加すべきである。

日本の事前協議制度にかかわる状況に変化は見られない。日本港運協会と関係者との合意に基づき、雇用の削減や労働条件の悪化につながるような変更については、事前に船会社と協議を行うことになっている。従って、船会社は、船舶の変更のような些少なものさえも含む、運航にかかる一定の変更に関しては、日本港運協会と協議をすることが要求されている。

現在までのところ、現行の四者協議制度に関する重大な困難は発生していないが、 日本港運協会が有する大きな裁量権と、同制度が港湾サービス供給にかかわる自由 競争に課している事実上の制限は異例である。この制度はサービス料金の低廉化を 促しうる競争圧力の拡大を阻害している。現在の状況は、善意のみを根拠にしてい る。国土交通省の主張どおり、日本港運協会を通して扱われる事例が 95%減少して いようがしていまいが、日本港運協会の権力の存在は、船会社が競争力のある港湾 サービス料金の提示を求めることを阻害していることに変わりはない。

日本港運協会は、時代遅れの規制機能を果たしているのと同時に、規制当事者の一方の側(この場合は国内の港湾サービス業界)のみを代表している。EU は、規制機能が真に必要であるのならば、それは市場への新規参入者に対して公平な土俵を確保し、競争を促進し、利害の対立を回避するために、産業の振興機能から分離されていなければならないという、原則的立場を支持している。

加えて、三者協議は活用されていない状況である。事前協議の分野において規制手続きの改革を加速するとともに、規則を合理化および簡素化する余地はかなり残っている。EU は、特に、初めて要望を提出したとき以来未回答のままである優先提案b.に関し、国土交通省の対応を要請する。

また別の問題であるが、外国船会社は、日本国籍船と同等に自社取り扱い外国貨物の自社船での日本国内輸送を許可されるべきである。外国船会社に、日本船会社と同等の権利を与えることは、これらの貨物を日本以外の国で積み換える必要性を減らすので、日本の港湾にとって利益をもたらす。また、欧州船会社が、自社の国際貨物を日本国内の港間輸送のために、フィーダー船を運航することを許可されるべきである。

- a) 透明、公平かつ迅速な事前協議および代替方式による事前協議手続きを確保 すること。
- b) 日本における港運サービスの供給について、自由競争への不当な影響を一掃するために、 船会社の事業計画変更申請の取り扱いに関する日本港運協会の役割をさらに見直すこと。
- c) 欧州船会社に対して、自社の国際貨物を日本の港および日本の港間で、積み替えおよびフィーダー船の運航をすることを認めること。

# 7. 医療・化粧品

## 7.1 医薬品

EUは、現在、日本の医療制度が人口構成の変化、国の財政、そして日本の製薬業の相対的競争力にかかわる問題によって大きな課題を抱えていると認識している。一方、入手可能な価格で最先端の医薬品がどの国で生産されたものであろうと利用できることは、国民全体にとっての利益であるということをここに強調したい。従って、日本の医療分野の見直しおよび改革は、包括的な形で行われ、技術革新や新薬申請期間の短縮、技術革新に対する十分な報酬等の側面を考慮に入れたものであるべきと考える。

EUは、治験相談承認審査を合理化するために医薬品医療機器総合機構(PMDA)が設立されたことに関して前進があったことを認識しているとともに、これを歓迎している。しかしながら、新薬申請(NDA)のみならず臨床試験の登録に関する審査・承認機関を短縮する必要性に関しては、懸念がいまだ存在する。EU企業の観点からすると、日本の政府当局が設定した再調査期間の目標値、特に実際の審査期間は、未だに不当に長いと思われる。従ってEUはPDMAに対して、医薬品の審査・承認プロセスの合理化を加速し、新薬申請にかかる時間をさらに短縮することを再度要請する。

医薬品医療機器総合機構 (PMDA) に関しては、手数料の値上げが医薬品の審査の質 およびサービス一般の向上につながっていないとの懸念が提起されている。

知的所有権については、EU は、新薬の承認審査データ保護期間の延長について現在検討が行われていることを強く支持する。欧州委員会は、EU では保護体制を強化し、保護期間を事実上 10 年間に、新しい情報が付け加えられた場合にはその上さらに 1 年間延長しているという事実に、日本政府の注意を喚起したい。

## 提案

- a) 新薬申請の登録プロセスの質と効率性を改善し、また新薬承認にかかる手数料に見合ったサービスを提供すること。
- b) 革新的な新薬に関し、データ保護期間の延長を図り、知的所有権の保護を強化すること。

# 7.2 医療機器

日本における急速な高齢化の進展および生活の質の向上への社会的関心の高まりにより、日本国民へ高品質な医療を提供するためには革新的な医療技術が必要となっている。EU は、日本政府に対し、その規制要件を主要貿易相手国のものとさらに調

和させていくよう奨励する。有益な技術革新が患者および使用者の安全が損なわれることなく、迅速に市場に投入されるようにするために、日本の規制改革はさらに推進されるべきである。この目的を達成するため、GHTF(Global Harmonisation Task Force)のような国際規制調和活動への日本の参加およびその勧告の受け入れが大いに推奨される。さらに EU は、日本政府が、医療資源がより有効に活用され、その結果、患者の生活の質および医療行為の効率の向上をもたらす革新的医療技術を取り入れることを要請する。

EU は日本政府による回答を歓迎し、また、2002 年の薬事法 (PAL)改定(2005 年 4 月に実施)の結果、多くの規制要件をより GHTF の勧告に沿ったものにすることができた点について前進があったことは歓迎するが、実施に関しては、行政指導の実施および明確化がいまだ必要であると考える。また、医薬品医療機器総合機構(PMDA)の資源については、特に市販前承認や品質システム監査に関しては、いまだ必要性に見合う増加が見られない。また EU は、薬価および払い戻し制度が技術革新プロセスをサポートし、またこの分野における国内の製薬会社ならびに輸入業者による継続的投資を促すものとなることが重要であることをここで改めて指摘したい。

多くの医療技術は短い製品ライフサイクル、そして高い革新性によって特徴づけられる。現実には、順番待ちではなく同時並行的に承認および払い戻し手続きが行われることにより、現在1年ないし2年、また新製品に関してはそれ以上の時間を要する市場投入までの期間が大幅に削減されることとなる。EUは、日本に対して、「日本にとって新しい」医療技術へのアクセス、保険の適用および支払いの迅速化を求めて、海外の臨床試験のデータに基づく、費用対効果の高い情報の承認を含む措置を実施するよう要請する。製造業者からは、欧州および米国の適合性評価機関や規制当局が提供する情報を含む海外の臨床試験のデータの受け入れについて、いまだにかなりの遅延や困難が報告されている。従って、日本で市場投入に要する期間は、市販前の適合性・安全性評価や価格承認を含めて全体として見た場合、いまだに欧州や米国に比べて著しく長い。

- a) EU は、GHTF ガイダンスに従って、世界中の利用可能なデータを受け入れ、製品の承認手続きの合理化かつ透明性の向上を図ることによって、そして確固とした科学的かつリスク便益評価を適用することによって、規制改革を実施するよう、日本政府に要請する。
- b) EU は、医療機器分野において、追加的な国内要件を付することなく、国際的に認知された基準 (ISO および IEC 基準) を早期に採用し、活用することを奨励する。そのような政策は、基準の役割に関する GHTF 勧告と一致するものであり、それに合わせて、審査担当者がデータを解釈する際の理解および柔軟性を一層高める努力が継続して行われるべきである。
- c) EU は、規制的承認と払い戻しのための承認の同時審査により、新医療技術の市場投入までの時間を短縮し、海外の臨床試験のデータに基づく費用対効果の高い情報の受け入れによって、新製品のアクセスをさらに改善するために適切な措

置を導入するよう、日本政府に要請する。

• d) EUは、患者の新技術へのアクセスを著しく遅延させることなく、むしろ有益 な新技術の研究開発へ投資を継続する動機を生む新医療材料の価格政策の採用を 推奨する。

#### 7.3 血漿

血漿の安定的および潤沢な供給はどの国の医療制度にとっても不可欠な要素である。 血漿由来製剤の製造には大量の血漿が必要とされるため、血漿の国際貿易は十分な 供給を確保することに貢献し、単一の供給源によって生じうるリスクを最小化する。

欧州委員会は、日本政府が最近、協調的アプローチを適用していることを認識しており、日本側に対しその継続を奨励する。しかしながら、欧州委員会は、以下の点を懸念していることを指摘したい。

日本政府による改正血液法の実施には、需給計画の策定が含まれており、企業は将来の供給見込みに関する具体的な情報の提供を義務づけられ、その情報を基に需要の見込みと比較される。昨年も指摘したように、この規定は、国産血液製剤への需要が減退したと判断された場合、政府が血漿由来製剤の輸入制限措置を取る権限を有する体制につながるおそれがある。同計画の遵守を怠った場合(輸入の増加)は、罰金または日本での業務停止処分に処せられる。現在、需要が国内供給量を依然として上回っていることから、実際の貿易障害に関する苦情は寄せられてはいないが、特に関連条文が明らかに差別的性格を持っており、欧州委員会は今後問題が生じる可能性を避けるために規定の表現を変更するよう、日本政府に要請する。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第25条3項 採血事業者及び血液製剤の製造業者等(製造業者及び輸入販売業者をいう。以下同 じ。)は、<u>需給計画</u>の作成に資するため、毎年度、<u>翌年度において供給すると見込ま</u> れる原料血漿の量、製造し又は輸入すると見込まれる血液製剤の量その他厚生労働

省令で定める事項を厚生労働大臣に届けなければならない。

- a) EUは、日本政府に対し、薬価および払い戻し制度に関して産業界との対話を 継続することを奨励する。
- b) EUは、国内需要に十分見合う供給がなされた場合、国産の血漿の優遇につながる可能性がある血液法の受給計画に関する規定の表現を再考するよう日本政府に要請する。

# 7.4 化粧品

日本の化粧品市場は、世界で第3位の規模であり、EU企業は日本市場でブランドを確立している。EUは、2001年の化粧品に関する法令の改正を、これにより大部分の製品分類において製品安全性にかかわる責任の所在が製造者に移されたという点で、歓迎している。よって、現行の規制の枠組みは、部分的にEUの規則ともなっている規定、すなわち、ネガティブリスト、限定されたポジティブリスト、成分の完全表示、の活用を含んでいる。

2005 年に日本と欧州委員会は、化粧品国際調和協力会議(CHIC)の下、化粧品と店頭販売される医薬品の一部について規制の調和活動における協力を再活性化した。 2005 年 3 月に開催された最近の会合では、今後の協力の指針となるよう同会議の権限を新たに定め、これを承認した。CHIC の枠組みにおいて、日本と欧州委員会の企業・産業総局の間で、副作用に関するデータ交換のための早期警告システムの確立に関する議論を含め、それぞれの規制システム、安全性に関する懸念および動物試験の代替試験について、広く情報交換が行われた。CHIC の次期会合は 2006 年春に日本で開催される予定となっている。

しかしながら、こういった情報交換は、最初の一歩にすぎない。同様に重要なのは、日本と EU の規制当局が化粧品(一部の「医薬部外品」を含む)およびその成分の規制を行う際に、それぞれが相手側の知見を考慮に入れることである。

既に先般の議論の中で指摘されたように、日本のポジティブリストは依然として欧州で採用されているものと大きく異なっており、現在においても調和を進めるメカニズムは確立されていない。いくつかの保存剤や太陽フィルター、またはコールやタールを使用して作られる顔料は EU のポジティブリストに掲載されているが、日本では禁止されている。日本では、成分リストの改定には煩雑な要件があり、時間もかかるため、新しい成分のポジティブリストへの掲載は非常に遅いペースでしか行われない。これらの要件は、EU で何年にもわたって大量に安全に使用されていることが証明されている製品であるにもかかわらず、しばしば EU で済ませた広範な検査に重ねて、再度の検査を求める。市場に出るのが遅れるほか、このような慣行によって、日本市場での製品の再編成が大規模で費用のかかるものになってしまうという点もある。(特にこれは、双方の試験結果および関連データの受け入れの促進を規定している日・EU 投資促進協力のための枠組みの中で取り組まれた問題である。)

相手側の知見を考慮に入れることは、とりわけ動物試験の代替試験法の開発に関して、重要である。日本政府が OECD ガイドラインに準じた非動物代替試験から得られた安全性データを承認すると正式に確認したことを EU は歓迎する。(EU と米国の間に存在するような)試験方法の相互承認は、国際調和にとって大きな利益であると考える。

- a) EU は、化粧品および一部の医薬部外品の規制に際して、EU の規制を考慮する 努力を一層強化するよう要請する。これは、特にポジティブリストとネガティブ リストの作成および改定に当てはまる。
- b) EU は、日本に対し、EU や OECD が有効と認めている代替試験方法の受け入れ について、正式なコミットメントを行うよう要請する。

# 8. 食品安全および農産物

# 8.1 食品添加物および香料

食品添加物に関する FAO・WHO の共同専門家委員会(JECFA)のような食品安全に関する国際的な機関によって安全と認められ、世界中で使用されている多くの食品添加物が日本においては認可されていない。また逆に、国際的に科学的に検討され、認可されていない多くの物質が日本で認可されている。このような状況は、日本における食品添加物の使用許可の方法に大きな問題があることを示唆している。

日本政府は、EUから提案された38の優先物質を含む46の食品添加物を認可するための評価を優先することを決めている。これらの物質は、JECFAにより評価済みであり、多くの国々で使用されているが、日本政府は、同じグループに属していない場合には、個別に評価をすることを主張している。同様に、世界中で使用されている香料に関しても、日本政府はこれら46の物質と同様の扱いをすることにしている。

EUは、いくつかの添加物および香料(2005年9月の時点では3つの添加物および8つの香料)が最近認可されたことを歓迎するとともに、未認可の物質についても遅延なく認可するよう要請する。

EUは、また、日本政府が専門家委員会の人的資源の拡充を図った(2005年4月に2人、同8月に1人の計3人の委員が新たに選任され、委員の数は合計10人となった)ことに留意するが、それでもなお要求に応えるには不十分であると考え、従って、認可手続きをさらに加速化させることを要求する。

現在の方法は、今もなお冗長かつ非効率的であり、すでに他で十分に評価がなされているにもかかわらず、優先リストの46物質を食品安全委員会が審査するのに、10年以上もかかりそうである。日本政府が独自に吟味しても、これまでにまだ知られていない情報を見つけ出すことはないと思われる。他方、時には、他で行われた研究データを入手する際に、データの所有権の問題が生じることもある。

同時に、46物質の認可については、食品添加物の認可プロセスの終着点としてとらえるのではなく、むしろ、食品添加物に関する日本の法律を国際的に認知された基準と調和させる第一歩としてとらえるべきである。

下記のインターネットサイトは、EUのデータ要件、規制システムおよびすでに行われた評価に関する有益な情報を提供している:

法令、ガイダンス、その他の入門的な資料

http://europa.eu.int/comm/food/food/chemicalsafety/additives/index en.htm

科学委員会による評価

http://europa.EU.int/comm/food/fs/sc/scf/outcome\_en.html

欧州食品安全機関の新しい科学パネルによる評価

http://www.efsa.eu.int/science/efsa\_scientific\_reports/catindex?en.html

## 改革提案

- a) EU は日本政府がコーデックス規格に沿って認可食品添加物のリストを近代化し、食品添加物に関する FAO・WHO の共同専門家委員会(JECFA)、EC の食品に関する科学委員会または欧州食品安全機関のような評価機関によって安全であると認可された香料を受け入れることを強く要望する。これらの機関の活用は、当局が短期間に申請に対する判断を下すことを可能とし、それにより貿易環境も向上させよう。
- b) より具体的には、EU は日本政府に対して、EU の優先リストにある未認可の物質の評価・認可手続きを加速化させることを奨励する。
- c) EU は、46 物質の認可は進行中の評価プロセスの第一歩に過ぎないと考える。 食品添加物に関する日本の制度においては、国際的な基準によって安全と認められている食品添加物の多くが排除されているからである。これ以外の添加物の認可も審査すべきであり、認可されている添加物のいくつかについては使用範囲を広げるべきである(例えば、ジャガイモの処理におけるヒドロキシプロピルメチルセルロース: HPMC)。

# 8.2 牛・羊製品(具体的には牛肉)の輸入

EU は、牛海綿状脳症(いわゆる BSE)に対する消費者保護を担保しながら、国産牛肉の流通および牛肉の輸入の円滑化を図るために、日本政府が実施する施策の動向を、関心を持って注視している。

2004 年 11 月、欧州委員会は日本政府宛てに書状を送り、EU 産牛肉に対し日本市場を開放するための対話を要請した。また、いくつかの EU 加盟国が牛肉の対日輸出再開を求めた。今までのところ日本は、BSE を根拠として、このような要求を、更なる対話を受け入れることなく、拒否している。

牛肉の貿易に関する国内および OIE (国際獣疫事務局)規則の今般の動きを受けて、欧州委員会は 2005 年 8 月に再度日本政府に書簡を送ったが、これについては今のところ回答がない。

EU は、日本政府が、BSE の検査制度を改正し、特に月齢 20 カ月未満の家畜には全頭 検査を適用しないという原則を打ち立てたことを、歓迎する。

日本への輸入に関しては、食品安全委員会 (FSC) に対して米国およびカナダのみからの牛肉輸入の再開に関する条件を検討するよう要請がなされたことに、EU は懸念を抱いている。このような EU 産牛肉を差別する措置のあり方には正当な根拠が存在していない、と EU は考える。EU は、世界でも最も豊富な情報に基く科学的意見に裏打ちされた最高水準の保証を提供することができる。したがって、EU は日本に対し、米国やカナダなど国のみならず、EU 加盟国産のものも含む牛肉の輸入に関する公正で透明性のあるルールの策定を、強く要請する。

この点に関して、世界獣疫事務局(OIE)が 2005 年 5 月にパリで開催した年次会合において、牛肉製品の通商に関する勧告において大幅な変更を採択していることを、想起したい。特に言及すべきは、月齢 30 カ月未満の牛からとった脱骨・骨格筋肉をBSE のリスクステータスと無関係に安全に貿易できる品目リストに加えていることである。EU は、このような OIE の勧告および牛肉製品の安全性を確保するために EU が導入している施策(例えば、完全なトレーサビリティおよび包括的な飼料法の厳格な執行)は、日・EU 間における牛肉貿易の再開を準備する根拠として十分なものと考える。

## 改革提案

- a) EU は、日本政府が日・EU 間の牛肉貿易に関する EU 加盟諸国との協議を可能な限り早期に再開することを強く求める。
- b) EU は、日本政府が現行の EU 産牛・羊肉に対する規制を早期に解除するため に必要なあらゆる措置を実行することを強く求める。
- c) EU は、日本政府が牛肉と羊肉の貿易に関する OIE(国際獣疫事務局)ガイドラインにその法令を調和化させ、牛肉と羊肉の輸入に関する公平かつ被差別かつ透明性のある規則を確立することを強く求める。

## 8.3 有機農産物認証

2006 年 3 月 1 日より施行される改正 JAS 法では、有機農産物の認証機関すべてに対して新たな手続きが導入される。この JAS 法改正の目的は、ISO(国際標準化機構) 65 ガイドラインに沿って食品のラベル制度を確立するものであると EU は認識している。しかしながら、この新登録手続きが、これから登録しようとする認証機関側に、厳しい事務手続きおよび経済的負荷を課すものであると、EU は留意している。ことに認証機関は、登録税を支払い、現地視察の費用を負担し、これまでの制度に比べてより多くの管理情報を提供しなければならなくなる。EU は以下 2 点に関して、特に、深く憂慮している。

第 1 に、外国の認証機関は、国内の機関に比べて、特に現地視察における旅費(欧州への交通費、日当および通訳費用)および書類の翻訳に関し、より高いコスト負担を強いられることにより、不利益を被ることとなる。このような現地視察に関しては、たとえ視察官が割引航空券を使用し、また、いくつかの視察がまとめて行われた場合でも、認証機関側が費用をすべて負担するべきではない。

第 2 に、そして非常に重要なことであるが、すでに登録している機関も、新規登録を申請する機関とまったく同様の手続きを踏まなければならないために、過剰な事務的・経済的負担に直面することである。EU は、農林水産省に対して、現在登録している機関に関しては、この再登録の義務を免除するか、もしくは、再登録が最小

のコストと負担で行われるよう配慮することを申し入れた。しかしながら、この申 し入れは、農林水産省から農業総局への8月8日の書簡により、拒否された。

EU は日本政府に対して、すでに EU の 14 の認証機関が前 JAS 法の下で有機農産物に関して登録を行う際に困難を経験していることを、喚起したい。EU は、費用や手続きの困難さが、EU の認証機関の再登録を妨げ、EU から日本への有機農産物の供給に深刻な影響を及ぼすであろうことを懸念する。

# 改革提案

- a) EU は、すでに前 JAS 法の下で登録している認証機関に対して、新 JAS 法の下での再登録手続きをすべてあるいは部分的に免除するための措置を講じることを、 農林水産省に対して申し入れているが、これを繰り返し強く要望する。
- b) EU は、国内機関と比較して差別が起きることを避けるために、すでに登録が なされている機関に対しても、また新規登録をする機関に対しても、事務手続き および経済的コストを最小化するためのあらゆる措置が検討されることを要望す る。

## 8.4.植物検疫

## 日本の非検疫生物リスト

EU は、検疫措置を受けない非検疫生物の認定に関し、これまで日本政府の努力を歓迎する。EU は、この点についての規則を国際基準に沿うものにするよう、すでに何年にもわたって日本政府に対して申し入れてきていることを、留意する。

EU は、まず第一段階としてすでに達成された進歩を評価するとともに、さらに多くのことが残っていることにも留意する。モモアカアブラムシ、マメクロアブラムシ、ワタアブラムシ、ダイコンアブラムシ、シクラメンコブアブラムシ、リンゴハダニ、ミカンキイロアザミウマは、リストに早急に追加されるべき生物のうちのいくつかにすぎない。

## 生鮮果実・野菜の日本市場へのアクセス

日本の植物検疫規則を国際基準に一致させるようにとの EU からの要望にもかかわらず、ある EU 加盟国からの野菜の輸出に関して、細かな輸出条件(プロトコル)を確立し、予防措置および視察手続きに関する包括的なリストを作成することによって、ようやく可能になっているケースがある。しかしこれは、国際的慣例に反するものであり、いかなる検疫生物の進入をも阻止するという非常に厳密な保証を日本政府に与えるために適用されている。このように費用のかかるプロトコルを確立することによって、ようやく日本市場へのアクセスが達成されてきたのである。

EU は、これらのプロトコルを国際的慣例に一致させるよう、日本政府に要望する。 さらに欧州委員会は、果物と野菜の市場アクセスについて、規制に関する以下のよ うな深刻な問題があることを引き続き認識している。

- i. いくつかのケースでは、市場アクセス費用が過度に高く、そのため、実質的な貿易障害となっている。輸出統計によると、日本政府との間で交渉された厳密なプロトコルの下で輸出されるフランス産りんごにはキログラムあたり11.33 ユーロの追加コストがかかるという。このような追加コストがかかることにより、フランス産りんごの日本への輸出は打ち切られた。
- ii. 新種の果物および野菜に関する日本政府の要件は、国際慣例に一致していない。イタリア産のタロッコ種オレンジに関するプロトコルはオレンジの他の種、たとえばネーブル種、バレンシア種などに関しては、適用できない。EUの加盟国の 1 つとの間で締結されたプロトコルは、関心のある他の加盟国でも適用されるべきである。
- iii. チチュウカイミバエ駆除のためのメチルブロマイドによ薫蒸義務は、商品の 品質に影響を及ぼす。メチルブロマイドの使用よりも、環境に悪影響を与え ずに、同様の効果のある代替方法(例・米国の害虫駆除マニュアルに示され ているような方法など、たとえば、チチュウカイミバエに対する 14 - 18 日間 を予定する冷却駆除法など)を、日本側と協議することを EU 加盟国の植物検 疫の専門家は歓迎する。

# 生鮮果実・野菜、承認済培養土で生育された鉢植植物および切花に関する規制手続き

EU は、植物検疫手続きがいまだに貿易の障害となっていることに留意する。追加検査が必要な場合には、手続きはさらに時間がかかり、その結果製品が腐ってしまう。日本の植物検疫官は、遅延することなく、様々な生物を裁定することができるべきである。このことは、植物検疫法の改正省令に言及されているように検疫措置を受けない非検疫生物だけに適用されるのではなく、果実や野菜にしばしば存在する「天敵」にも適用される。薫蒸が高頻度に行われることは、検疫措置を受けない生物がいつも即座に認識されているわけではないことを示している。

植物の積送品が阻止される場合は、なるべく迅速に EU の加盟各国の植物保護当局に情報を提供されたい。EU はこのような情報の交換に関して公式ルートが存在することを認識しているが、同時に各大使館を通じて非公式の情報交換も行うことができれば、輸出国当局は助かるだろうと考える。

## 損傷を受けた野菜積荷の廃棄処分

EU 加盟国から日本向けの野菜の輸出に関しては、場合によっては、詳細なプロトコルを確立することによって、ようやく可能になっている(前述参照)。日本に到着する積荷は、ネット掛けをし、ラベルを貼った箱に梱包されなければならない。これらの箱のコスト(他の貿易相手国ではこのような要件はない)を削減するために、輸出業者としては、積荷をネットで包むことのほうを好ましいと考えている。しか

しながら、ネット(あるいは箱)に損傷が生じたり、またはラベル不在の場合には、それが日本での積荷を降ろす作業中に発生した場合であっても、即座に廃棄処分となる。日本政府は、ネットが破れていても、ラベルが不在であっても、食品衛生上の危険は無いことを認めている。これは、純粋に規制の問題である。プロトコルでは、ネットは完全でなければならず、そうでない場合には、積荷は拒絶され、廃棄処分となる。

## 成田空港における植物検疫施設

成田空港における、薫蒸、貯蔵および冷却の施設費用は、対比し得る諸外国の空港に比べ依然として高い。2001 年 8 月 9 日、公正取引委員会は、調査に基づき、成田空港において、薫蒸会社 2 社が独占禁止法に違反して 1987 年よりカルテルを行っているとの結論を下した。この公正取引委員会の審決にもかかわらず、いまだに実際の価格は全く変化していなことを EU は留意している。2004 年 11 月の会談において、公正取引委員会はこの審決が実施されていないことに関して調査すると約束した。 EU は、この点において、公正な競争の確保を公正取引委員会に対して要望する。

## 改革提案

- a) EU は、日本が非検疫生物リストを拡大し、EU から提案されている残りの生物 もリストに追加することを要望する。
- b) EU は、未決定の申請について、日本政府が意思決定手続きに関して透明性を 持ち、さらに決定に達するまでの期間を短縮することを要望する。承認ないしは 拒否の決定は科学的に証明されえなければならない。さらに、EU は、日本政府 がチチュウカイミバエに関する代替駆除方法を受け入れることを要望する。
- c) EU は、日本政府が植物の検疫期間を短縮することを要望する。そのため、EU の輸出当局との情報交換に関する迅速かつ効果的なシステムの構築が必要である。
- d) EU は、日本政府が、十分に安全な食品を廃棄するよりは、より実情にあった 解決策を編み出すよう、要望する。
- e) 薫蒸、貯蔵および冷却にかかわるサービスを提供する上での競争を促進することにより、これらの施設におけるコストの削減を図ること。特に、EU は、公正取引委員会が、カルテル慣例に関する決定を確実に実施するよう、奨励する。

# 8.5.残留農薬基準 (MRL)

## MRL リスト

日本政府は改正食品法(2003 年 5 月公布)の枠組みの中で、農薬、動物用医薬品、 飼料添加物に対するポジティブリスト制度を新たに導入する予定である。この新制 度では、2006 年 5 月までに農薬に関する残留基準値(MRL)のポジティブリストが確 立され、この設定 MRL を超えた物質を含む製品は禁止される。 EU はこの問題に関して諮問手続きが採られ、リスト案に対してコメントを提出する機会が与えられたことを歓迎する。EU は、日・EU 貿易にマイナスの影響を与えることを避けるため、日本の MRL は、EU で適用されている基準と合致するよう設定されるべきであると、指摘してきた。

# ブチル・ハイドロオキシ・アニソール (BHA, インデックスナンバー87) に関する MRL 案

日本政府の最終提案では、サケ目・スズキ目の魚における BHA の MRL は 0.05mg/kg と設定されている。鮭の餌に含まれる BHA のヨーロッパでの合法的な使用基準から生じる鮭肉の BHA のレベルがこの日本提案の MRL を上回ることから、このことは、欧州の鮭養殖業界および現在の大規模な対日鮭輸出に問題を引き起こす。

国際基準(JECFA 設定に基づく)によると、BHA の ADI(1 日当たりの許容摂取量)は体重 1 キログラムあたり 0.5mg である。つまり、60 キログラムの体重の人は、一生の間、毎日 30mg の BHA を摂取できることになる。このうちの 10%が魚から摂取されると仮定すれば、キログラムあたり 17.5mg の BHA 含有量の魚肉 200 グラムを食べても、JECFA の設定する ADI の 10%以下に収まることになる。

日本の科学研究報告によると日本における BHA の摂取量は、実際 JECFA の ADI レベルの 0.5%に過ぎないという(Ishiwata, H.et AI., 2003, J. Food Hygiene. Soc. Jap., 44:132-143). このデータは、0.05mg/kg より高い MRL が可能であることを示すものである。

# 改革提案

- a) EU は日本政府がMRL 規則を EU 基準に完全に一致させることを要望する。
- b) EU は、サケ目・スズキ目の魚に関して、BHA の MRL をキログラムあたり 5mg に引き上げることを要望する。

#### 8.6 育成者権 (農家の特権)

欧州の育成者<sup>1</sup>は、日本における「農家の特権」(FP)の適用が欧州からの輸出の障害となっているという問題に直面している。要するに、いわゆる"農家の特権"とは、保護された品種を植えることによって得られた収穫物を自らの土地において使用する権利を農家に与えるものである。日本では、この特権はさまざまな収穫物に使用されており、農作物に限らず、観賞用作物や園芸作物にも適用され、農家は、収穫物(種、切り枝)を活用し、自らの使用目的のために自らの農地において繁殖することができる。観賞用に関しては、収穫物の使用が禁止されている品種のネガティブリスト(かなり少ない)が存在する。

\_

<sup>1</sup> 現段階では、オランダの輸出業者のみが問題に直面している。

EU の考えでは、日本は FP の適用除外をより厳密に適用すべきである。これは、1991 年に外交会議にて同意された植物新品種保護国際条約(UPOV)の改正条項に合致するものである(植物新品種保護国際会議 1991 年議定書第 15 条(2); UPOV 出版No.346/e に発表された国際会議公式報告書)。この取り決めによって、収穫物が繁殖目的に使用された場合、「農家の特権」は農作物(ゆえに園芸作物は**除く**)に制限されるべきである。それゆえ、日本の姿勢は、日本も加盟国のひとつである UPOV 条約の第 15 条(2)の意向に沿っていないように思われる。

# 第 15 条 育成者権適用除外

- (1)「強制的除外」育成者権は以下の場合には適用されない。
  - (i) 個人的および非商業目的のための行為
  - (ii) 実験目的のための行為
  - (iii) 他の品種育成のための行為、および、第 14 条(5)の規定が適用される場合を除き、第 14 条(1)から第 14 条(4)までに記載されるこのような他の品種に関する行為

# (2)「任意除外」

第 14 条にかかわらず、各条約同盟国は、適正な制限内において、また育成者の合法的な利益保護を条件として、農家に、保護された品種または第 14 条 (5)(a)(i)から第 14 条(5)(a)(ii)によって保護される品種を自らの所有地において植えることにより得られた収穫物を、自らの所有地において繁殖目的のために利用することを許可するために、いかなる品種に関しても育成者権を制限することができる。

## 弟 15条(2)に関する勧告

外交会議は 1961 年 12 月 2 日の植物新品種保護国際条約第 15 条 (2) (1972 年 11 月 10 日、1978 年 10 月 23 日、および 1991 年 3 月 19 日ジュネーブにて改正)の規定は、通常「農家の特権」と呼ばれている慣例を、関係条約同盟国の領域においてこのような特権が通例ではない農業や園芸作物の分野にまで拡大させる可能性の増大を意図しているものと解釈されるべきではない、と勧告している。

EU は、日本政府(「植物育成者の権利委員会 - PBRC」)との間でこの件について意見交換が行われていることを承知しており、日本政府が、近い将来、農家の特権使用の制限に関して施策を講じることを要望する。契約によって、農業従事者の特権を免除する可能性を育成者に付与するという現行法では、適切な解決策にはなっていない。

# 改革提案

• EU は、日本政府が、近い将来、農家の特権使用のさらなる制限に関して施策を 講じることを要望する。

## 8.7 地域主義

# 一般原則

EU は G/SPS/GEN/101 に述べられているように、国際的ガイドラインに沿って、地域主義の原則を適用している。日本政府もまた、地域主義原則に沿って、EU の加盟国への地域的貿易制限を適用している。しかしながら、EU 加盟各国と日本政府との二国間交渉および評価はしばしば煩雑で時間がかかるため、ここに効果的な前進がみられるよう希望するところである。

加盟国の 1 つで疾病が発生した場合に EU において講じられる一貫した措置について、さらに十分な理解を得るために、2004 年 2 月に日本政府にケーススダティーが提出された。これは、EU において、通告すべき疾病をどのように管理し、地域化するかについて、詳細に説明するものである。このケーススタディーの目的は、日本の専門家の方々に、知識と信頼をもってもらうことで、万が一疾病が発生した時に、EU の加盟国に課せられた貿易制限を排除することができるよう、今後の評価作業を能率化しスピードアップさせることであった。

日本政府はこのケーススタディーを評価した。2004 年 11 月の回答で、日本政府の専門家は、「疾病コントロールに関する技術的アプローチは、いかなる潜在的な疾病発生に対する日本のマニュアルに示されているものと、基本的には相違していない」と結論づけた。EU は、動物疾病コントロ・ルに関して、この認識をベースにさらに対話が行われることを希望する。欧州委員会は、日本政府が、関心のある分野(たとえば鳥インフルエンザなど)を特定することを要望する。

ところで、日本政府は EU に関して地域主義のゾーンを適用しているが、これらのゾーンは、欧州委員会および加盟国が必要であると考えるものより、広大である。同時に、EU 加盟国(例えばハンガリーとポルトガル)を原産地とする豚肉の輸入許可が、認容しがたい程度まで遅れていることに言及せざるを得ない。域内において通告されるべき疾病が発生した場合には、日本政府が、地域主義に則って欧州レベルで採択された法的決定を適用し、EU の動物衛生当局を信頼することを EU は要望する。このような EU 決定において認られた、いかなる疾病・害虫フリーの地域も、EU25 加盟国すべての精査を受けているのである。

# 生きた二枚貝の輸入認証手続きに関する規制

EU はフランス産およびアイルランド産の牡蠣の日本向け輸出に関しての承認手続きが遅延していることに留意する。日本政府は EU 原産の牡蠣輸入を遅らせている理由を明確にすべきである。EU は、今後のスケジュールも含め、適用される手続きに関する透明な情報を求める。

#### 改革提案

• a) EU は、日本政府が、EU からの産品輸入措置の適用の際にこの分野における EU 地域主義の決定を認めることを要望する。少なくとも、日本政府と欧州委員 会は早い時点で、このような認識に到達するための、実務的なプロセスを構築すべきである。

• b) EU は、生きた二枚貝の輸出承認のための手続き - 今後のスケジュールも 含め - に関して、日本政府が透明性を担保することを要望する。 また、ハンガリーとポルトガルから日本に輸出される豚肉に関する懸案要望について、迅速に許可を与えることを日本政府に要望する。

#### 9. 国際基準

#### 9.1 建築基準

# 基準(ホルムアルデヒド発散規制)

国土交通省(MLIT)は、建物内部に使用する建築材料のホルムアルデヒド発散に関する新基準を導入し、2003 年 7 月 1 日に発効させた。日本政府が国民の健康のために新築建物の内部環境の改善を目指すことに、EU として異論を唱えるものではない。しかしながら、当該基準により現在 EU の製品が事実上日本市場から締め出されているなど、当該規制の実施が EU の輸出業者にとって懸念の材料となる状況が続いている。

試験および性能評価が JAS もしくは JIS の規則の下で求められる場合もあれば、建築基準法(BSL)の大臣認定制度の要件下の場合もある。EU から輸出される木製品の大半が大臣認定か JAS 制度のいずれかの対象になる。そのため、MLIT が指定する日本の試験・性能評価機関に作業が集中し、ボトルネック状態になっていて、EU の輸出業者は多大なコストと大幅な遅延に直面している。

EUは、前回提出した質問に対する回答を評価し、下記ようにコメントする。

- 昨年以来、EU の 1 機関(ドイツの WKI)のみが、ホルムアルデヒドの試験・評価機関として認められただけという遅々とした進展を憂慮している。しかし、その機関も、日本市場向けの製品に対して、いかなる試験も評価も行ってきておらず、単にその地位を欧州の生産者の間で確立しているだけである。さらに、欧州の他の機関(スペインとスウェーデン)が試験に関して日本の認定機関と下請け契約は結んでいるが、試験と評価を行う指定認定機関(RCO)としての認定がいまだにされていない。
- EUの試験機関側の協力に何か問題があれば、EU側へ報告して欲しい。
- EU は、これらの機関が EU 内の顧客のために作業を始める前に実行すべき追加的 な要件がないことの確認を求める。
- JAS および JIS の規則に関して、NTI (ノルウェー)は、2003 年 3 月 11 日に木造フレーム建築用構造集成木材や構造板材の認証および工場工程管理に関して認定された欧州最初で唯一の機関である (ただし EU 加盟国ではない)。これらの製品に関しての RCO は、今日、米国、カナダ、オーストラリア、ノルウェー(木造フレーム建築用構造集成木材や構造板材に関して、NTI は 23 の EU 企業と中国の 1 企業との仕事を請け負っている)にのみ存在している。

#### 木材と木製品

日本は、欧州の木材および木製品輸出業者にとって非常に大きな市場である。2004年、126万戸の新しい家屋が建設され、住宅用家屋の40%以上が木造住宅であった

(2004年で5億4000万戸)。それらは伝統的な「柱と梁」工法かアメリカのツーバイフォー木材フレーム方式で建築されている。欧州からの輸出は著しい増加を示し、木材の輸出は1993年のゼロから2004年には300万立方メートルに拡大した。一方、欧州の木材供給業者および加盟国の業界振興団体は未解決の規制問題に関心を寄せている。たとえば、建築材料に対するホルムアルデヒド発散規制に関するEUのCEマーキングと日本の規制の間の技術的要件の相違などである。

このような背景から、EU は、これらの問題のいくつかをより深く議論するため、フォーラムの設立を提案する。業界のベストプラクティス、環境技術、住宅基準等双方に興味のある課題について意見交換をし、耐火性試験、防火法規、木材等級、輸入と検査規則、試験機関の認定、試験手続き等についても対話を持つことを望む。このフォーラムの設立に関する詳細は、正確な適応範囲の設定を含め、今後議論し、双方が合意する必要がある。

# 改革提案

- a) EU は、日本政府が大臣認証手続きを加速する努力を続けることを求める。
- b) EU は、日本の性能評価機関が大臣認定制度に沿って試験する際、EU の試験機関を下請けとして使うことを促進するように日本政府が努力を続けることを求める。
- c) EU は、木材および木製品の規制環境や関連した問題の改善を話し合うために、 EU と日本政府および産業界の専門家が参加するフォーラムの設立を提案する。

#### 9.2 自動車

## UN 規則の採択

EU は、自動車規制の国際調和は、あらゆる自動車生産国にとって基本的な利益につながるものと確信している。特に、自動車産業は、いかなる意味においても、真にグローバルな産業であるからだ。EU が採択してきた相当数 (90 以上)の UN-ECE 規則は、EU の国際調和への強い関与を明確に示しているものと EU は考えている。日本は、現在に至るまで約 30 の UN-ECE 規則を採択してきたに過ぎないことから、もし日本が同様な取り組みをするのであれば、EU は、それを高く評価したい。

EU は、2004 年、日本が採択した UN-ECE 規則はわずか 3 件であった事に注目している。日本は、より多くの UN-ECE 規則を申請する意志を示すと同時に、安全性や環境への影響、国際調和の日本経済への影響等を考慮して採択を進めていく事も常に強調してきた。このことは理解できるのであるが、加速してきた採択のリズムを緩めるべきではない。それゆえ、EU は、毎年採択される規則の割合を高めることを引き続き要望する。そのためには、国際規則との調和の

欠如が貿易を最も阻害している分野における規則の採択に焦点を当てるべきである。 より多くの UN-ECE 規則を早期に採択することは、すでに改善が進んでいる日本での 自動車の型式認証に必要な時間をさらに短縮させ、確固たるものにするであろう。 日本は、最近、いくつかの UN-ECE 規則を採択する状況にある旨を示唆してきた。同時にまた、他のいくつかの UN-ECE 規則の採択は、国内要件に整合していないことから、UN-ECE 規則自体の改正が行われない限り採択する意志がないことも示唆してきた。

## 制御装置の 500mm 規定

1951 年以来の日本の要件は、自動車の運転に必要な制御装置は、ハンドルの左右いずれかから 500mm 以内の位置に設定しなければならないことを明記している(道路運送車両法、道路運送車両の保安基準第 10 条)。欧州の自動車メーカーは、ある自社モデルのデフロスタースイッチがハンドルから 500mm 以上離れているため、この要件の存在により、対日輸出の際に制御装置パネルの設計変更を強いられるという厳しい問題を抱えている。

日本は、安全性を理由に EU が提案した措置の採用が困難であると主張した。統計によると、この要件が導入された当時に比べ、日本の男女の平均身長が顕著な伸びを示していることに EU は注目している。

これに関する UN-ECE 規則の設定が現在議論されている。日本はその UN-ECE 規則の 提案(案)を支持したが、あいまいさが残っていると主張し、定量的な定義の提案 をする意志があることを表明した。

## 800mm の頭部間隔

道路運送車両の保安基準第 20 条に「自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できるものとして、構造に関して告示で定める基準に適合するものでなければならない」と述べられている。さらに、道路運送車両の保安基準の明細を規定する詳細な告示は、その第 26 条(乗車装置)で、「(2)座席面上で座席前端より 200mm の点から背もたれに平行な天井までの距離は、800mm 以上であること」と述べている。

同時に、並行輸入車両に課される当該の詳細な告示の第 2 章 104 条では同様な頭部 間隔の要件は定めていない。

型式指定車両として登録するためには、輸入車に設置された乗員用座席の形状 や 背もたれの角度を、上記の日本の要件を満たすように変更しなければならない。これらの変更が不可能な場合、車両は「並行輸入車両」として登録しなければならない。

乗員用座席の寸法要件は簡素化されてきてはいるが、頭部間隔の要件は依然として変更されていない。そのために、いくつかのケースで 4 人の定員として設計された輸入車 (スポーツカーのような)が、日本では乗員 2 人として登録しなければならなく、その利用者に不利益をもたらしている。しかしながら、並行輸入業者はそのような車両を乗員 4 人として登録することができる。この独特な要件を満たすために必要な変更は、消費者になんらの利益をもたらすことなく追加的な費用を課している。

現在、既存の UN-ECE 規則 (17 および 25) や FMVSS202 とそれらに対応する EU 指令の要件に基づいて、ヘッドレストに関し GTR 策定の作業が進行中である。この作業によって、ヘッドレストの可能な限り一番低い高さが決定され、天井までの間隔に関する規格が設定される。その結果、天井の高さに関する追加的な規則は不必要となり、潜在的な混乱を招く。

# 乗用車に対する空気圧サスペンション

国内および海外の自動車製造業者は、乗用車の前部および後部に空気圧衝撃吸収装置を使用することが多くなっている。現行では、金属バネ使用の車両と空気圧サスペンション使用の車両は、異なる型の認証目的をもつ車両として取り扱われている。

型式指定に関して、標準の金属バネ装備車両と空気圧衝撃吸収装置装備車両 は、別々の申請が必要になる。空気圧衝撃吸収装置装備車両の型式指定のみの申請がなされる場合は、これら 2 つの型式指定の料金を支払わなければならない。輸入自動車特別取り扱い制度の下では、別個の自動車騒音試験と 10.15 モード排ガス試験の実施が求められている。

- a) EU は、日本政府が UN-ECE 規則の採択を加速し、年間に採択する UN-ECE の規則数を大幅に増加させるという長年の要望を、繰り返し要望する。
- b) EU は、日本政府に、下記の UN-ECE 規則の採択に関する正確な予定表の提示を求める:白熱電球および白熱前照灯に関する R37 および R113;放電灯前照灯や放電灯用光源および非対称すれ違いビームを放射する前照灯に関する R98, R99, R112;シートベルトアンカレッジに関する R14。シートベルトとヘッドレストに関する R16;チャイルドシートに関する R44;二輪車に関する R53, R74。
- c) EU は、日本の採択が近い将来可能になるように、日本政府が早急に、ブレーキに関する UN-ECE 規則 R13 (大型車両への適用に限る)と、騒音に関する規則 R51 に関し、修正提案を出すことを要望する。
- d) 灯火器および灯火器部品の設置に関する規則 48 (大型車両への適用に限って)に関して、日本が GTR の草案の決定を待っている、と EU は理解している。しかし、GTR が合意に達した後は、直ちに、その GTR に沿って UN-ECE 規則の修正案を日本政府が EU と合同で提出することを要望する。
- e) EU は、日本政府に速度制御装置に関する規則 89 の採択を求める。
- f) EU は、道路運送車両の保安基準の 10.1.3 に定める(ISO4040 の定義で「必須」として分類されていない)制御装置に関し、いかなる技術基準も規定されていない車両に装備する時は、自動車の運転に必要な制御装置の位置に関する規定を適用しないことを求める。日本の JIS DO033 は ISO 4040 と同一である。

- g) EU は、日本政府に、自動車の手動操作装置、警告灯、方向指示器の位置と確認に関する UN-ECE の統一規則が採択されるまで、距離 500mm に関する緩和を受け入れることを求める。UN-ECE 規則が採用されたときは、日本政府はこの規則の採択と施行に必要な手続きを取るべきである。
- h) EU は、頭部間隔の国内要件の撤廃を日本政府に求める。
- i) EU は、日本政府が金属バネ装備車両と空気圧衝撃吸収装置装備車両を、現状のように別々の型式として取り扱わず、同じ型式の変形 (variants)とみなし、そのように法規を改正することを求める(たとえば、ドラムプレーキとディスクプレーキ装備の車両のように)。

# 9.3 食品包装

食品の包装に適用される日本の法律は、「食品衛生法(厚生省告示第 370 号、1959 年 12 月 28 日公布)」である。同規則は、食品の包装に関して必須の製品要件およ び試験要件を定めており、これは不要な貿易の障害を生み出しかねない。日本の食 品包装のほとんどがアルミニウムやプラスチック製のレトルトパウチであり、欧州 企業は、パウチ同様に食品や飲料の容器として適した牛乳パックに類似したレトル ト包装を使うという若干異なるアプローチを採用している。現状では、使用されて いる材料や包装の形状が異なるにもかかわらず、レトルト紙パックは、レトルトパ ウチとして同じ試験を受けている。結果として、試験要件 具体的には引っ張り 試験は、このような新しい型の包装には適用できない。なぜならば、試験を行う前 に、試験の手続き中に包装の完全性が損なわれてしまうからである。2005年4月25 日に日本缶詰協会が発表した報告書に示されているように、レトルト紙パックは現 在の安全健康要件を満たしている。科学的根拠に基づいているこの報告書は、この 種の包装が、JIS に定義されている破裂試験に十分耐えることを強調している。レト ルトカップなどの他の製品にすでに適用されている破裂試験は、レトルト紙パック の安全性を検証するために、引っ張り試験に置き換えることができるであろう。

欧州企業が直面しているこの問題は、技術的には、個別の材料と形状に適した試験を、異なるレトルト包装が受けるようにすることによって、解決することができるであろう。これによって、さまざまな包装システムの利点を活用することができるであろう。

# 改革提案

• EU は、日本政府に対し、現行の安全基準および健康基準を満たしながらも、同じ結果を得るために別の方法を採用している食品包装を受け入れられるよう、日本の食品衛生法を変更することを強く求める。 従って、試験要件は、この分野における最新技術に応じて修正されるべきである。日本の関係当局は、技術革新を考慮し、新しい製品が市場に登場することを可能にすべきである。

## 10.流通

日本の流通システムは、現在極めて広い範囲において変化を遂げており、近年 EU から小売業界へのかなりの投資が見られる。しかし、いまだ複雑で非効率な面が残っており、消費者に対しては高い物価の要因となっている。最近の市場の動向では、流通システムを構成する層は減少しているものの、流通ネットワークへのアクセスに対する制約が、依然として競争の妨げとなっており、中間業者および最終消費者にとっての選択肢は限られている。

## 10.1. 大規模小売店の免許

EU は、2000 年 6 月 1 日の「大規模小売店舗立地法(大店立地法)」の導入および 2005 年 3 月のガイドラインの改正を歓迎する。届出制度全体の透明性は高まり、同法の施行面規則に改善が見られたものの、同法の実際の運用においては、外国の小売業者は依然として不利な状況に置かれている。具体例として、都道府県への届出の時期が申請者の裁量に委ねられている事実が挙げられる。経験に乏しく地元とのつながりも希薄な外国の小売業者は、届出手続き完了まで建設工事の開始を待つのが通例である。後に計画変更を強いられるリスクを負いつつも、多くの日本企業は、届出と同時に建設を開始している。日本企業はこうしたやり方で、競争相手に対して非常に優位な立場に立つことが可能となっている。

もうひとつの大きな弱点は、大店立地法、建築許可および環境影響評価に関する手続きが調整されていない点である。これらの異なる手続きはしばしば一貫性を欠き、開店申請手続きを複雑かつ不透明なものとし、また色々な意味で重複をもたらしている。

EU は、経済産業省および国土交通省が地方都市再生のための中心市街地の空洞化防止案を策定中であると理解している。こうした計画が郊外における新規出店規制の強化につながらないことを EU は望んでいる。

- a) 大店立地法、建築許可、環境影響評価に関す手続きを調整し、大規模店舗の開設に必要とされる行政手続きの能率化を図ることを要請する。「ワンストップショップ・アプローチ」を採用することにより、手続きを一元化し、関係機関がより公正に一連の手続きを適用することを要望する。
- b) EU は、地方再生政策によって、郊外における新規大型店舗の開設がより困難にならないことを日本政府に要請する。

# 10.2. 酒類販売免許

酒類販売免許は 2001 年 1 月と 2003 年 9 月に段階的に自由化され、距離および人口基準に基づく規制は廃止された。しかし、2003 年 8 月に制定された「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」(法律第 34 号)によって、自由化の効果は事実上消滅している。新法は、地域の税務署長が、管轄地域において酒類の供給が需要を上回り、また 50%以上の既存小売店において対象となる年度の売上数量が過去3 年間の売り上げの平均を 10%以上下回った場合、1 年の期間をもって当該地域を「緊急調整地域」と指定できる、と規定している。

EU は国会がこの暫定的措置の適用をさらに 1 年延長することを決定したこと、そして 2004 年 9 月に緊急調整地域として指定された 1,274 地域が再指定されたことを遺憾に思う。緊急調整地域は、廃止の方向で次第に減少して行くどころか 2004 年度においては、全国でのその割合は 37.7%に維持されており、状況に改善は見られない。「緊急調整地域」指定の見直しは毎年行われ、失効日は現在 2006 年 8 月 31 日と予定されている。EU は「緊急調整地域」に関する同法(法律第 34 号)が予定通り失効日をもって廃止されることの確認を求めたい。もし、この法律が更新され今後も有効となるようであれば、先の見通しがつかず、将来の計画が著しく困難となり、対日投資に悪影響を及ぼすこととなるであろう。

さらに現行制度の下、一旦大規模店舗酒類販売免許(限定された酒類 - 日本酒およびビールは不可 - の販売を許可)を取得すると、その免許の有効期間中は、新たなより広範囲の酒類販売免許を申請することは出来ず、現行の免許が失効するまでそれを保持しなければならない。もし大規模店舗酒類販売免許の適用地域が「緊急調整地域」内であれば、新規に広範囲の酒類販売免許を申請することはできない。2006年度までにこの規則が改定されることが望まれる。

酒類卸売販売免許に関しては、規制改革は行われていない。欧州企業にとって卸売免許の取得は著しく困難である。企業によっては当該免許の入手を果たしたところもあるが、国産の酒やビール、また焼酎の卸売りは認められていない。また、他の例として、日本における卸売免許を取得するために、酒類卸売免許を保有する日本企業を買収せざるを得なかった外国企業のケースもある。こうした方式を選択した企業は、酒税法の規定においては合併後の事業体への免許の併合移転は困難なため、事実上 2 つの別個の会社を維持し続けることを余儀なくされている。EU は、同法の細則第3条の基づき日本が採択する方針についての情報を求めたい。

- a) 「緊急調整地域」を廃止し、2006 年 8 月に失効予定の関係法の更新は行なわないこと。
- b) 大規模店舗免許の失効を待たずして、新免許制度に基づいて企業が酒類販売 免許の申請することを可能にすること。

- c) 酒類小売免許の自由化を卸売りまで拡充すること。
- d) 日本政府が規制改革政策全般の文脈の中で、本件に対する考え方を明らかに すること。

# 10.3. 税関手続きおよび輸入審査

食品衛生法に規定されている消費財の輸入認可手続きおよび検査は、欧州の食器輸出業者にとって大きな負担となっている。厚生労働省は指定検査機関が発行する証明書を受け入れてはいるが、証明書が発行された国から直接製品が輸出された場合のみ有効とされている。EU は、製品が第三国を経由して日本に輸出された場合、外国の検査機関が発行する証明書が必ずしも有効と認められないことを懸念している。

食品衛生法は、輸入許可を要する製品の全出荷に対して輸入の際の検査を義務付けている。健康へのリスクを増やすことなく輸入手続きを簡素化する為には、現行の輸入検査制度を無作為サンプル検査制度に変更するべきである。

また消費生活用製品安全法は食器のみならずベビーベッド、ベビー服そして他の繊維製品などの消費財を輸出する業者に対して高額な検査や日本市場向けのみに要求される表示を義務付ける形で、更なる負担を課している。日本は、輸入認可手続きの国際基準(ISO CE/EN)との調和を図り、国際的に承認されている検査方法およびデータを受け入れるべきである。

- a) 食品衛生法に規定されている食器の輸入認可手続きの国際的調和を図り、 国際的に承認されている検査方法およびデータを受け入れること。現行の輸入検査制度を無作為サンプル検査制度に変更すること。
- b) 消費生活用製品安全法を国際基準に調和するよう見直すこと。

# 11. その他の問題

## 11.1 動物用医薬品

日本の動物用医薬品の承認手続きは依然として必要以上に複雑なものであり、新製品導入の遅延を招くとともに、海外の製造業者が日本市場に革新的製品を投入することを阻害さえしている。これは明らかに日本の畜産業従事者、動物由来製品の消費者およびペットの飼い主の不利益になる。日本が、VICH(動物用医薬品の申請に必要な試験の実施方法に関するガイドライン・基準の調和を図るための国際協力)など、国際的な協議の場を通じて、自国の基準を国際的な制度と調和させる努力をしていることは歓迎できるが、製品の承認手続きは、他の多くの国々に比べ時間がかかり、経費もかさむものであることに変わりはない。

業界からは、承認手続きにおいて提出されるべき書類の量が、いくつかの EU 加盟国と比較して 10 倍にものぼるとの声も聞かれる。ある製品の予想収入に対する登録コストの割合は 6-7 倍にもなり、新しい動物医薬品の承認に必要な期間はますます長くなっている。これは、食品安全委員会の発足後における畜産品の場合だけではなく、コンパニオンアニマル用製品についても同様であり、今日では大抵 2 年ほど、もしくはそれ以上かかるという。また、ポスト市場監視 (PMS) (登録許可の数年後に行われる) や新たに導入されたある種の抗感染薬に対する残留物管理制度 (家禽類では毎年、その他の動物では 1 年に 2 度) ではかなりの物理的負担が必要とされる。これらの制度はよく考えられたものではあるが、残留物テストだけでも、それにかかる年間費用が、場合によっては 1,000 万円以上になることもある。

日本政府は、国家動物医薬品監査所によるバッチリリースという形の現行のワクチンの国家検定制度から離れつつあるように見える。これは前向きな展開ではあるが、産業界は、新しい制度の実施のための時間枠が示されることを期待している。この新しい制度には、社内の品質管理試験に基づき製造業者が提出するチェック済みの報告書に従って承認するシードロット制が含まれているべきである。EU では、多くの加盟国において、製造業者の品質管理研究所を認可研究所として承認している(理事会指令 90/677/EEC による)。

一般原則として、<u>人体</u>用の医薬品に対する規制を主管しているのは厚生労働省であるが、<u>動物</u>用医薬品は農林水産省が所管している。厚生労働省は最近、医薬品規制の実施を簡素化するために多くの措置をとっているが、動物用医薬品に関しては、農林水産省の対応の柔軟性は劣っている。そのため、ある意味で、製造業者が動物用医薬品の製造に対する手続きに適合させようとする場合、人体用医薬品における同様の手続きの場合よりも、より時間と経費がかかるという状況が生じることがある。

一例をあげれば、獣医が疾病の診断および治療を監視するために使用する対外診断薬は、生物製剤として分類されており、その結果、国家検定の対象とされている。あらゆる抗原検出製品、またいくつかの抗体検出製品に関しては、非伝染病の診断に使用されるものも含め、国家検定に合格することが求められている。これに対し、厚生労働省は、人体用体外診断薬を異なるカテゴリーに分類しており、肝炎や HIV など重大な感染症の診断に用いられる診断薬までを含め、どの品目にも国家検定を

受けることを義務付けない。人体用医薬品において可能であることが、なぜ動物用 医薬品に関しては可能でないのか、EU としてはその理由が分からない。

もう 1 つ適例をあげれば、人体用医薬品の新規申請手続きについては、前臨床試験および臨床試験に関する外国データに基づき英語のみで書かれた報告書に日本語の要約を添付して提出することが認められている。ところが新動物用医薬品申請(NADA)に関する限り、そのような提出の方法はまだ認められていない。申請書の一部(例えば毒性基準や安全評価など)については、報告書の原文があれば、十分検討できると思われることから、日本語の要約添付を認めることが理にかなっているように思われる。英語のみで書かれた報告書の提出を認めれば製品の市場許可が遅れる恐れがあるという日本側の議論は、農林水産省には経験豊富な専門家が勤務しており、これらの専門家はみな科学英語に精通しているという事実を無視している。また検討の際には、日本語で書かれた報告書と英語で書かれた報告書の双方が細かく吟味されるということがこれまでの経験からして明らかであり、これは言うまでもなく非常に時間のかかることである。

最後に、各々の製造業者の責任を明白にするために、抗生物質とその他の飼料添加物のブランド別リストを用いた、EU の制度と同種の制度の導入を EU は依然として提案したい。飼料安全法の下での日本における現在の制度では、最初の製造業者が新しいリストを得ると、一般の製造業者は、最初のリストに掲げられている条件を満たしてさえいれば、補足データの提出なしにその製品を売ることができるという状況を生む。ブランド別リストの方が、製品の開発に要した多大な費用と知的所有権の保護という点においてはるかに優れていることが明白である。こういった保護こそが、将来における安全で効果的な新製品に向けた研究開発を製造業者に促し、その結果として、畜産品の生産者および消費者の利益を生むのである。

## 提案

EUは、日本政府に対し、以下のことを要請する。

- a) 新しい動物医薬品の製品承認プロセスをより効率化すること。
- b) ワクチンに対する国家検定を廃止し、社内の品質管理試験に基づき製造業者が提出するチェック済みの報告書に基づき、バッチリリースを承認すること。
- c) 抗原・抗体検出を含め、すべての動物用体外診断薬(IVD)に関して現在 行われているの国家検定を廃止すること。
- d) 動物用医薬品の新製品承認申請を行う際に、前臨床試験および臨床試験に関する外国のデータに基づき英語で書かれた報告書に日本語の要約を添付して提出することを認めること。
- e) 複雑なリスト制度から、抗生物質とその他の飼料添加物のブランド別リストの制度へと移行すること。日本の現在の制度では、製品を新しく開発した

製造業者の投資や開発に一般の製造業者がただ乗りすることが可能であり、 そのため、後者がかなり優遇されている。

## 11.2. 皮革および靴

## 皮革

皮革分野における EU の懸念は、日本の関税割当制度下での必要以上の制限が見られることと関連している。これは、WTO の繊維協定に基づく繊維・衣料の輸入割当枠が2005 年 1 月 1 日に撤廃されたことを考えるとなおさらである。日本の関税割当制度は割当て外の関税率の適用を認めているため、現行の WTO のルールと形式上は適合している。しかし、自由化の精神の観点からすれば、特に日本のような高度先進国においては、最終的な目標としてこういった関税割当てが撤廃されるべきであることは明白である。

実際、より高い関税率で割当て外の輸入を認める現在の制度は、日本における高品質の皮革に対する潜在的需要を低下させるとともに、日本の製造業者の競争力強化への極めて重要な利益を損なわせるものだ。日本市場への輸入のうち、経済産業省が低関税率の適用を認めている割当てはわずかであるため、日本の皮革市場へのアクセスは規制の分野において、現在の割当制度によって阻害されている。

皮革に対する日本の複雑な関税割当制度の運用および皮革産業に支払われる補助金について、EU が 1998 年に行った調査は、こういった慣行により EU 製加工皮革の日本への輸入が制限されている、と結論づけた。その後、1998 年 11 月 26 日にこの問題について WTO の協議が行われたが、満足できる結果は得られなかった。しかしその際に日本は、WTO 新ラウンドでは事前に例外を設けることなく、すべての部門を関税交渉の対象にすると表明した。

WTO ドー八開発アジェンダ (DDA) の枠組みの下で EU とその他の WTO 加盟国が、あらゆる関税割当制度の撤廃を含め、非農産品の市場アクセス (NAMA) の一層の自由化を議論する現在の状況を考えると、皮革に対する日本の関税割当制度は、量の点においても、また、より高い関税率が適用されるという質の点においても、必要以上に貿易を制限しているように思われる。

皮革原料、クラストおよび加工皮革に適用される関税割当ては、欧州の産業に非常に大きな打撃を与える障害であると考えられている。従って、欧州委員会は、日本が現実的な時間枠の中で関税割当制度の段階的かつ完全な撤廃に向けた措置を取る時期が迫っている、と主張し続ける。それは、欧州の生産者に対しては、高い潜在力を持つ加工皮革市場の需要を満たす機会を提供し、日本企業に対しては、品質を重視する国内外の消費者用の皮革製品製造に使われる高品質な皮革の安定供給を意味するものだ。

# 皮革製の履物

前述の皮革の場合に非常に似た関税割当問題が、欧州の産業のみならず品質の高い 皮革製の履物を求める日本の消費者に不利益をもたらす恐れがある。履物に対する 日本の関税割当ては、市場の潜在力に見合わない低い水準にとどまっている。

概念的に、関税割当制度を維持すべき理由を見いだすのは困難だ。同制度は、長期にわたって保護されてきた部門をさらに弱体化させ、その競争力を完全に喪失させるため、経済的に持続可能とはいえない。従って、この分野における EU の要請は、皮革の関税割当てに関するものと変わらない。

# 提案

- a) EU は、日本政府が現在の皮の割当制度を合理的な期間の間に段階的に消滅させるという計画を策定することを要請する。これこそが、現存の WTO ルールとの整合性にかかわりなく、必要以上に貿易を制限する皮革分野の関税割当てを速やかに削減し、最終的には制度を廃止することに通じる。
- b) EU は、日本政府が現行の皮革製の履物分野における日本の関税割当制度を段階的にかつ完全に撤廃するための計画を策定することを要請する。これこそが、現存の WTO ルールとの整合性にかかわりなく、必要以上に貿易を制限する皮革分野の関税割当てを速やかに削減し、最終的には制度を廃止することに通じる。

# 11.3 スキー靴

日本に輸入されるスキー靴には 27%の関税が適応されている。この関税率は他の類似した製品 - 例えばスノーボード靴の 8% - に適用されている関税率と比べて以上に高い。

# 提案

• EU は、現在の DDA における関税交渉の前に、スノーボード靴に適用されている関税率 8%を EU から日本に輸出される極めてハイテクなスキー靴に適用するよう、日本政府に要請する。